

Title	占領政策の展開：戦後日本資本主義論のために(1)
Sub Title	The policies of the occupation in Japan : an introduction to a thesis on postwar capitalism in Japan
Author	井村, 喜代子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.2 (1979. 4) ,p.131(21)- 161(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19790401-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790401-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

占領政策の展開

—戦後日本資本主義論のために(1)—

井村喜代子

第I期 (1945~49年)

序章 占領政策の展開

はじめに

第1節 管理方式の特徴

第2節 初期占領政策

第3節 占領政策の「変更」(以上、本稿)

第1章 戦後改革

第2章 経済復興政策

第3章 資本主義的復興の一応の完了——ドッジ・ラインと労働支配体制確立——

はじめに

1945年8月30日、連合国最高司令官マッカーサーが厚木飛行場に着陸し、司令部を横浜税関ビルに開設してから、1952年4月28日、対日平和条約が発効するまでの6年8ヶ月間、日本は連合国占領軍——事実上はアメリカ占領軍によって占領されていた。全面降伏後の占領としてはきわめて異常ともいべき長期にわたる占領であった。

この占領期間において、日本は敗北後の破壊・混乱から急速に資本主義的復興をなしとげ、占領の終る時点では、1955年以降の新鋭重化工業創出=いわゆる「高成長」過程を実現していく方向性を与えられ、その基礎を固めつつあった。占領はこの資本主義的復興・発展のあり方をその根底において規定したのであり、戦後日本資本主義は、占領をぬきにしてはとうてい語ることができない。

本稿は、戦後日本資本主義の分析を始めるにさいし、占領がこの戦後日本資本主義をその起点に

注(1) 一般に「降伏(したがって終戦)にともなう占領は、敵対行動の全面的な終止を保障するだけの軍事的措置であって、敗戦国を征服し、併合でもしないかぎり、ただちに講和の手続に入るものである。」(入江啓四郎「日本における占領体制の特質」32頁、『思想』1953年6月号、占領特集号)といわれているが、日本のばあい、本論でのべるように、敵対行動は、占領軍の進駐以降はまったくみられなかったにもかかわらず、正式降伏(降伏文書調印、45年9月2日)より、講和条約(51.9.8. 調印, 52.4.28, 発効)まで、6ヶ年余という異例の長期にわたる占領管理が続き、占領管理を通じて、日本の政治・経済全般にわたる方向づけが行なわれたのである。

において根底から規定したことを確認しようとするものである。もっとも、占領によって戦後日本資本主義の復興・発展のあり方がいかに規定されたかということ全面的に明らかにするのは、戦後日本資本主義の分析そのものであって、本稿は、その分析に先だって、アメリカ占領によってそのあり方の枠組みが規定されたことをしめすにとどまっている。したがって、本稿で対象としている占領政策についても、そのくわしい内容は、これについで行なう第1章以下の分析で明らかにすることとなる。

なお、数年来、アメリカ外交文書の公開と結びついて、わが国において占領史研究が活発化して⁽²⁾いるが、本稿はアメリカ占領政策の決定・変更の過程等にかんする資料的考証を意図したものではない。本稿では、占領政策は、現実に戦後の日本資本主義に対して影響を及ぼしたという面から取り上げられる。

対象の時期は1950年はじめまでであり、朝鮮戦争以降については後の機会にとりあげる。

第1節 管理方式の特徴

第2次大戦後の日本占領の特徴の第1は、事実上アメリカの単独占領であり、大体のところアメリカ独自の政策によって占領が遂行されたことであり、第2は、原則的に間接統治方式が選ばれ、天皇をふくむ既存の統治機構を利用して占領が行なわれたことである。

(1) 日本の降伏以前より、連合国の中でアメリカは日本管理についてのイニシアティブを確保し、日本敗北後、マッカーサー連合軍最高司令官が日本統治の全権限を掌握した。

米大統領の最初の指令である『連合軍最高司令官の権限に関するマックアーサー元帥への通達』(1945.9.6)では「1.天皇及び日本政府の国家統治の権限は、連合軍最高司令官としての貴官に隷属する。……われわれと日本との関係は、契約的基礎の上に立っているのではなく、無条件降伏を基礎とするものである。貴官の権限は最高であるから、貴官は、その範囲に関しては日本側からの⁽³⁾いかなる異論をも受け付けない。」

また、米大統領が初期占領政策を示した『降伏後に於ける米国の初期の対日方針』(45.9.22)で

注(2) 占領史研究はきわめて多いが、ここでは主要な文献目録と、以下の2つのみを掲げておく。

日本学術振興会『日本占領文献目録』(1972年、日本学術振興会発行)

欧文献目録としては、つぎの泰郁彦氏の著書の付属資料を掲げておく。

なお、戦争直後の文献については、不十分ではあるが、『思想』1953年6月号(占領特集号)に目録がある。

著書としては泰郁彦『アメリカの対日占領政策』(『昭和財政史』(3))1976年、東洋経済)が、最近のもっとも詳細な考証的研究であり、本稿においても参考とするところが多かった。

竹前榮治『アメリカ対日労働政策の研究』(1970年、日本評論社)は、労働政策にかぎったものであり、執筆時期が早い。占領史研究の先駆的な文献として、掲げておく。

(3) 占領軍関係の公式文書は、利用者の便宜も考え、外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集』(英文、一部翻訳つき、東洋経済)のほか、『資料・戦後20年史』(日本評論社)の頁数をしめす。

外務省『文書集』第1巻基本篇』110頁。『資料・戦後20年史(1)政治』15頁。

占領政策の展開

は、「……右占領は日本国と戦争状態に在る連合国の利益の為行動する主要連合国の為の軍事行動たるの性質を有すべし。右の理由に因り、対日戦争に於て指導的役割を演じたる他の諸国の軍隊の占領への参加は歓迎せられ且期待せらるるも、占領軍は米国の任命する最高司令官の指揮下に在るものとす。協議及適当なる諮問機関の設置に依り主要連合国を満足せしむべき日本国の占領及管理の実施の為の政策を樹立する為有らゆる努力を尽すべきも、主要連合国に意見の不一致を生じたる場合に於ては、米国の政策に従ふものとす。」⁽⁴⁾という。

敗戦後アメリカは文字通りの単独占領を行ない、マッカーサーは連合国最高司令官とはいうもののアメリカ政府の指令にともづいて占領管理を遂行していた。これに対しソ連、イギリスの不満が強く、アメリカは極東諮問委員会をもってのり切ろうとするが、1945年12月のモスクワ外相会議の結果、対日占領政策決定機関として極東委員会、最高司令官の諮問機関として対日理事会が設置された。しかし、その後もアメリカは他の諸国の見解をある程度考慮に入れていくとはいえ、全体としては事実上ほとんど単独占領に近い形で占領政策を遂行していった。

極東委員会 (Far Eastern Commission, FEC) は、ワシントンに設置され、米ソ英中の4大国のほか、対日戦に参加した諸国の計11ヶ国によって構成された。これは対日占領政策の立案・決定の最高機関とはいうものの、その決定はアメリカ政府を経て最高司令官に伝達されることになっており、またごく一部の重要事項を除けば、委員会の政策決定がなくともアメリカ政府は最高司令官に「中間指令」を発して実行に移すことができ、この「中間指令」を委員会で取り消すことは事実上不可能であった。

他方、東京に設置された対日理事会 (Allied Council for Japan) は、米ソ英中を正式代表とし、他の極東委員会参加諸国をオブザーバーとして構成されたものであるが、「占領軍最高司令官と協議し之に助言を与ふる」⁽⁵⁾ 諮問機関にすぎなかった。

(2) 第2の特徴については考えるべき重要な問題がある。

アメリカは戦争中より日本占領に対する「直接軍政 Military Government」を準備していたが、⁽⁶⁾ 8月15日の直接軍政をふくむ作戦命令第4号は8月28日間接統治方式の方向へ改定され、マッカーサーが日本へ進駐した時点では占領管理方式は「必ずしも明確な結論に達しておらず、一応『ゆるやかな直接軍政』 (Passive-Type Military Government) の形態を想定していた」⁽⁷⁾ といわれている。マッカーサーは9月2日、軍票使用のほか軍政を示唆する布告を告示しようとしたが、重光外相の

注(4) 外務省『文書集(1)』94頁。『資料・戦後20年史(1)』16頁。

(5) 『資料・戦後20年史(3) 法律』13~22頁参照。

(6) この事情については、泰郁彦『アメリカの対日占領政策』(前田)がくわしい。

(7) 泰『アメリカの対日占領政策』127頁。

なお、アメリカ政府の『初期の対日方針』は、9月6日大統領の正式サインを受け、9月22日公表されたものであるが、8月29日その概要がマッカーサーに通知されたという(外務省『文書集(1)』91頁)。どの程度の概要かは分らないが、『初期の対日方針』全文も、間接統治の方針をだしてはいるが、最高司令官の直接行動の権限を強く指摘し、最高司令官に行動の幅をもたせている。

(8)
強い中止要望を考慮に入れて即時これを撤回した後は、天皇をふくむ既存の統治機構を利用する間接統治の方式をとっていく。

米大統領の『連合最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達』(9.6)では一応「日本政府を通じて」の「管理」という方向が出されているが、マッカーサーの「直接に行動する」「権利」・「実行の行使」の権利を充分認めているので、マッカーサーにかなりの自由裁量の余地が与えられているといえよう。すなわち、「日本の管理は、日本政府を通じて行われるが、これは、このような措置が満足な成果を挙げる限度内においてである。このことは、必要があれば直接に行動する貴官の権利を妨げるものではない。貴官は、実力の行使を含む貴官が必要と認めるような措置を執ることによって、貴官の発した命令を強制することができる。」⁽⁹⁾という。

『初期の対日方針』でも基調は同じであるが、間接統治の目的や内容が一層くわしくのべられている。「……日本社会の現在の性格竝に最小の兵力及資源に依り 目的を達成せんとする米国の希望に鑑み最高司令官は米国の目的達成を満足に促進する限りに於ては、天皇を含む日本政府機構及諸機関を通じて其権限を行使すべし。日本政府は最高司令官の指示の下に国内行政事項に関し通常の政治機能を行行使することを許容せらるべし。但し右方針は、天皇又は他の日本国の権力者が降伏条項実施上最高司令官の要求を満足に果さざる場合最高司令官が政府機構又は人事の変更を要求し、又は直接行動する権利及義務に依り制限せらるるものとす。……右方針は日本国に於ける現存の政治形態を利用せんとするものにして之を支持せんとするものに非ず。」⁽¹⁰⁾という。

『初期の基本的指令』でも同じ内容の方針が示されている。⁽¹¹⁾

日本において占領開始後きわめて早く、天皇をふくむ旧統治機構を利用した間接占領方式が選ばれていったのは、わが国の、他国とはまったく異なった敗北のし方にある。わが国では、戦争を開始し戦争を遂行してきた天皇制国家権力を打倒し、社会体制を変革しようとする運動やその組織は、敗色濃い戦争末期にも、敗戦時にも、敗戦の8月15日以降においても、まったく存在しなかった。他国にはまったく例のない敗戦のあり方であった。

同じ敗戦国イタリアでは、1943年、北部労働者を中心にパンと戦争終結を求めるストライキが始まり4月にはゼネ・ストに拡大する。7月10日、連合国のシチリア上陸とともに、ファシズム反対派はムッソリーニを逮捕し、新しいバドリオ政権が9月3日連合国へ無条件降伏して、ドイツへの

注(8) 中止された3つの布告の全文は泰『アメリカの対日占領政策』130頁以降にある。これらの内容は、直接軍政の実施をしめすものとはいえないが、日本政府では直接軍政実施とうけとっていただけらしい。重光葵氏は、「……9月2日夕、外務省の横派出張員鈴木九万公使が、マッカーサー司令部から、日本全域にわたって軍政を布告する命令写を受け取った。その報告に接した東京では、たまたま議会も開かれたばかりであり、このことは日本上下を震駭せしめた。」という。重光氏は1日熟考のうえ、翌日マッカーサーに会見し、マッカーサーが重光氏の要望をきき入れ、その場で中止の措置を命じたというが、そのさい、総司令部を動かしたことは、総司令部の「指令第1号」(9.2)で日本政府が全国の軍需に関係をもつ総ての工場の閉鎖を即時断行したということであったという。(重光葵『昭和の動乱』、『重光葵著作集』第1巻、1978年、原書房、297～8頁。)

(9) 外務省『文書集(1)』、110頁。『資料・戦後20年史(1)』15～6頁。

(10) 外務省『文書集(1)』96頁。『資料・戦後20年史(1)』16頁。

(11) 外務省『文書集(1)』118頁。『資料・戦後20年史(1)』20頁。

占領政策の展開

宣戦布告を行なう。イタリア北部のドイツ軍はムッソリーニを救出するが、イタリア民衆はパルチザン抗争を展開、ムッソリーニを再度逮捕、殺害し、イタリア駐留のドイツ軍の連合軍への降伏をもって1945年4月末戦争が終結する。他方、ドイツでは、ベルリン総攻撃のもとで45年4月30日ヒットラーは自殺し、5月7日後継者デーニッツ提督が連合国に無条件降伏したが、降伏時にはその国家権力機構は事実上瓦解していた。降伏にさいし終戦内閣を組織して連合国との交渉にあたらうとするが、連合国はこれを拒否し、米、英、仏、ソ連の4国は6月5日のベルリン宣言で、ドイツの中央、地方すべての権力機能が終止したので、4国がドイツの国家権力を掌握し行使するとした。それゆえ、ドイツでは4国による直接管理が行なわれる。⁽¹²⁾

これらに反し、わが国では、満州侵略以来の15年戦争という長い戦争の最後であるにもかかわらず、国民は戦争中止・戦争責任追求の叫びをあげることもなかったし、敗戦に直面しても長い間国民に言語を絶する犠牲を課してきた天皇制国家権力を打倒し、社会体制を変革する運動をおこすこともなかった。日本政府は「ポツダム宣言」受諾にさいし、8月10日、その宣言が「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に……受諾す」と通知、敗北の瞬間においてもなお天皇制保持の保障のみを求めていた。⁽¹³⁾

さらにまた、敗北の8月15日から占領軍が進駐するまでの支配権力の空白期間——「アメリカ側にとって、占領に対する日本側の反応を模索する重大な19日間」⁽¹⁴⁾（正式降伏の9月2日まで）においても、天皇制国家権力はなんらの戦争責任追求も反抗もうけることなく、こと日本国民に対しては戦中と変らぬ関係を保持しつづけた。これは占領軍の進駐以降も継続する。

敗戦の8月15日、鈴木内閣が総辞職、17日に陸軍大将の皇族東久邇宮を首相とする内閣が成立するが、組閣のあり方も、その新聞報道も、戦前・戦中と変らぬものであるし、8月20日の燈火管制⁽¹⁵⁾

注(12) 山崎功『イタリア労働運動史』(1970年、青木書店)を参照した。

(13) 敗戦、占領のあり方における日本とその他諸国との相違をとり上げたものとして、齊藤孝「アメリカの対外政策と日本占領」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革(2)』1974年、東大出版会所収)、戸塚秀夫「戦後日本の労働改革」(同上『戦後改革(5)』1974年、所収)などがある。

(14) 外務省『終戦史録(下)』(1952年、新聞月鑑社)604頁。

これに対する関係諸国の正式回答(8.11)は、明確な表現を避け、「降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認むる措置を執る連合軍最高司令官の制限の下に置かるものとす」(「制限の下に置かる」は「従属する subject to ……」を外務省が抗戦派軍部に対する考慮から行なったもの)、「最終的の日本国の政府の形態は『ポツダム』宣言に遵ひ日本国民の自由に表明する意思に依り決定せらるべきものとす……」とあった(外務省、同上、642頁)。

この解釈をめぐって、日本指導層の意見は分かれたようであるが、「終戦の詔書」(8.14)では、「朕ハ茲ニ国体ヲ維持シ得テ思良ナル爾臣民の赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ」と、天皇制保持が可能であるとの見解がしめされている。

(15) 辻清明「戦後改革と政治過程」(前出『戦後改革(3)』1974年、7頁)

なお、労働運動の研究分野では、従来、この点を問題にせず、敗戦後ただちに、日本の労働運動が昂揚したような取扱いが多かったが、前掲、戸塚秀夫「戦後日本の労働改革」、山本潔「戦後危機の展開過程」(『戦後改革(5)』)、同氏「戦後危機における労働運動」1977年、御茶の水書房に再録)がそれらを批判してこの点をとり上げている。

(16) 「朝日新聞」(8月17日)によれば、「鈴木内閣の総辞職に伴ふ後継内閣組織の大命は16日軍事参議官陸軍大将東久邇宮稔彦殿下に降下した、すなはち東久邇大将宮殿下は御召によって16日午前9時半宮中に御参内、天皇陛下に拝仰

の解除、信書の検閲停止も「天皇陛下の有難き思召によって」行なわれている。⁽¹⁷⁾降伏文書調印の2日後の9月4日、第88臨時議会開院式には「畏くも天皇陛下の親臨を迎ぎ奉り」、開院の「勅語を賜ふ」、そして「終戦の詔書」に対し、貴族院本会議は「聖慮深遠恐懼の至りに堪へず臣子の罪逃るるに所なし……聖恩の萬一に報い叡慮を安んじ奉らむことを期す」という「聖旨奉体に関する決議」(9.4)を可決し、衆議院本会議も同じく「聖詔の奨順に匪躬の誠を致すべし」と「承諾必謹決議」(9.5)を可決している。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

また、700万人余りの陸海軍人に対しては、天皇は陸海軍人に対する終戦の勅語(8.17)、復員の勅諭(8.25)を⁽²⁰⁾発し、本土では占領軍の進駐に先だって航空隊と「東京、神奈川及び九州南部地区その他連合軍進駐地域」の復員が⁽²¹⁾開始され、降伏文書調印(9.2)にもとづく武装解除指令の出る前にすでにかかなりの復員が終っていた。敗戦後の天皇の勅語・勅諭が陸海軍人に対してどの程度の影響力をもっていたかは正確には分らないが、⁽²²⁾ともかく天皇制国家権力に対する戦争責任の追求や抗争もいっさいなく、復員がきわめて急速に進行したことだけは明らかである。

あるいはまた、敗戦と同時に、陸海軍工廠や軍需工場の閉鎖によっていっせいに大量の失業者が発生したほか、一般工場でも生産停止・解雇があいつぎ、厚生省推計では、10月までに男子のみで413万人が失業したが、⁽²³⁾労働者は、失業保険もない当時、退職手当も若干あるかまったく無いまま、解雇に反対することもなく工場を去っていった。——日本政府は8月14日の閣議で、敗戦当時手持していた軍需用物資・資材の民間企業への払下げを決定したほか、軍需契約会社に対して膨大な軍事補償金の支払いを行なっていたのであるが——。

他方、敗戦以降も、共産党幹部をはじめ約3,000人の政治犯人は獄中に拘禁され続け、哲学者三

付けられ、後継内閣組織の御沙汰を拝せられた、組閣の大命を拝せられた東久邇大將宮殿下には恐懼して暫時の御猶子を乞ひ奉り御前を退下、直ちに赤坂離宮に御参入、組閣に御着手遊ばされた、……」。

注(17)「畏くも天皇陛下の燈火管制を直に中止し街を明るくせよとの有難き御言葉を体し政府では、関係当局に伝達し具体案をねらっていたが……20日正午を期して解除命令が発せられ実施された、……」

「……通信当局は20日次の如き当局談を発表した、天皇陛下の有難き思召によって信書の検閲は20日全国に指令を出し即時停止することになったので一般国民生活もこれによって一段と明朗化すると思ふ、……」(「朝日新聞」8月21日)。

(18)「朝日新聞」9月5日。なお同記事によると、天皇は「御軍装」であったという。

(19)「朝日新聞」9月6日。なお、両院の決議は、『資料・戦後20年史(1)』9頁にもなっている。

(20) 陸海軍人に対する「勅語」は、「……汝等軍人克ク朕カ意ヲ体シ堅固ナル團結ヲ堅持シ出処進止ヲ叡明ニシ千辛万苦ニ克チ忍ビ難キヲ忍ビテ国家永年ノ礎ヲ遺サムコトヲ期セヨ」(「朝日新聞」8月18日)といい、復員の「勅諭」では「茲ニ兵ヲ解クニ方リ一絲一毫ノ統制ノ下整齊迅速ナル復員ヲ実施シ以テ皇軍有終ノ美ヲ済スハ朕ノ深ク庶幾スル所ナリ汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ体シ忠良ナル臣民トシテ各民業ニ就キ艱苦ニ耐ヘ荆棘ヲ拓キ以テ戦後復興ニ力ヲ致サムコトヲ期セヨ」(「朝日新聞」8月26日)という。

なお、両者とも、『資料・戦後20年史(1)』31頁にもある。

(21)「朝日新聞」(9月21日)によると、これら地域では8月末までに復員は完了していた。

(22) たとえば、つぎのような見解もある。「……復員は整然と行われたのではなく、幹部は軍需品の分捕り横流しに狂奔し、兵士はわれがちに帰郷をいそぎ、まったく自然崩壊の様相を呈した。降伏直後から全国の交通機関は、これらの脱走兵で大混乱を呈する有様であった。……」(歴史学研究会編『太平洋戦争史、V』73~4頁、1954年、東洋経済)。

(23)「朝日新聞」10月4日。なお、戦時中工場で労働していた女子は極力家庭へ帰れといわれ、この失業推計も男子のみとなっている。

占領政策の展開

木清氏は敗戦後1ヶ月半も経った9月26日、東京中野の刑務所で獄死された。これら政治犯人の釈放はついに日本国民の手によっては行なわれず、占領軍の指令(10.4,後述)によってはじめて実現されることとなる。

以上羅列しただけでも、日本の敗北のあり方の特異性はあまりにも明らかであろう。

マッカーサーは、こうした日本の現実を鋭く観察し、直接抑圧すべき社会変革的運動も、占領軍への軍人・国民の反抗も存在しないことを確認し、天皇をふくむ既存の統治機構を利用しつつ、第1の最大課題である700万人余の日本軍隊の解体・軍事力の粉碎を実施していくことが有効であると判断していったのである。このマッカーサーの判断は見事に成功し、10月16日早くも「日本軍復員完了」の声明⁽²⁴⁾を出すにいたるが、この過程でマッカーサーは、アメリカの要求・命令を充分かつ迅速に貫徹していく法的措置をとり、きわめて有利な内容の間接統治方式のもとに、占領政策を展開していくのである。

ここでは、上に強調した日本の敗北のあり方の特異性が、占領軍の日本占領の管理方式や初期占領政策(第2節)を大きく規定したことを指摘するにとどめるが、この問題は、敗戦後のあらゆる問題を考えるばあいの原点といってもよいくらいの重みをもっている。その後、占領軍の「民主化」政策と対応し、日本の労働運動・社会主義運動は急激な昂揚をとげるが、その運動のさまざまな特質は、この原点と深く結びついていると思われる。その時点においてはじめて運動を行ない得たゆえの、長い間の抑圧への激しい怒りの爆発も、しかしまた占領軍を「解放軍」と考えていった誤り(考えざるを得なかった誤り)も、天皇をはじめとする戦争責任の追求を曖昧にしてしまった弱さも、それと同時に戦前・戦中の運動の側の限界を厳しく反省・克服していけなかった弱さも……すべてこの原点と深いかかわりをもっている。戦前・戦中の天皇制支配機構、アジアにおける日本帝国主義のもとでの日本国民の精神構造が、この敗戦のあり方を規定し、それを通じてその後現在にいたるもろもろの問題を規定づけていったことの分析は、現在なお未完のまま残されている。

(3) 最後に、アメリカが間接占領の原則をとりつつも、その要求・命令を充分かつ迅速に貫徹することができた点を注意する必要がある。

日本占領では、アメリカ・最高司令官の要求・命令の貫徹は、2つの形式——管理法体系に属するものと国内法体系に属するもの——によって行なわれた。

後者は、日本の法律の制定・変更を通じて占領軍の要求・命令が実現されるものであり、新憲法はじめ各種の重要な法律はほとんど、程度の差はあれ占領軍の意思・命令をうけている。

しかしそればかりではなく、占領軍は前者の形式をもっていた。9月20日、明治憲法第8条によ

注(24) 外務省『文書集、第2巻、政治、軍事、文化篇』、129～131頁。『資料・戦後20年史(1)』31～2頁。

これは「日本軍復員完了 The Demobilization of Japanese Armed Forces」と訳されている。復員は一般に外地より引揚げるまでを含んで用いられるが、この声明の内容は本土の復員完了と外地での武装解除完了である。

って『ポツダム宣言』ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件(勅令542号、いわゆる“ポツダム緊急勅令”)が発せられ、これによって緊急を要する最高司令官の要求事項を実施するためには、立法手続をとることなしに、「命令」をもってなし得ると定められた。⁽²⁵⁾(「命令」は「勅令」、「閣令」、「省令」とされ、新憲法制定後は「政令」、「府令」、「省令」となる。これらを総称して“ポツダム命令”とよばれている。)いわゆる公職追放令(46.2.28, 勅令109号。47.1.4, 勅令1号)、公務員の争議権の剝奪などにかんする政令201号(48.7.31)、団体等規正令(49.4.4, 政令64号)などが、その代表例である。これらは、新憲法後も存在したばかりか、その後において政令201号をはじめ多数の重要な“ポツダム命令”が制定されている。

さらにそのうえ、上の“ポツダム緊急勅令”(勅令542号)とならんで、46年6月12日には(この“緊急勅令”にもとづいて)「連合軍占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」(勅令311号)が出され、「連合軍最高司令官の日本帝国政府に対する指令の趣旨に反する行為」、「その指令を履行するために、日本帝国政府の発する法令に違反する行為」などを処罰することとな⁽²⁶⁾ったため、占領軍の要求・指令は、“ポツダム緊急勅令”にもとづく“ポツダム命令”という形式をとらないばかりにも、事実上それらと同じ権力をもって、日本政府・日本国民を規制することができた。2.1ゼネストに対するマッカーサーの中止指令は一片の声明であるが、“ポツダム命令”と同じような絶対的威力をもって2.1ゼネストを即時中止することができ、マッカーサーのみならず、総司令部(General Headquarters, GHQ)関係者の各種の勸告、談話なども、占領軍の絶対命令であるかのように実効力をもっていた。

ともあれ、マッカーサー、GHQは、自己の要求をきわめて迅速かつ確実に実現することができたし、その要求の性格やわが国の諸条件にとって適当な形を選ぶことを通じて、非常に有効に自己の要求を貫徹していくことができたのである。⁽²⁷⁾

第2節 初期占領政策

アメリカの初期占領政策の基本課題は、第1が軍事力の完全破壊・軍事化の危険性の一掃であり、第2が、第1のために必要なものとしての民主的機構・民主的勢力の奨励であった。初期占領政策の特徴は、この軍事力破壊・非軍事化とそのための民主化が第一義的に追求された点にあり、日本の経済的混乱についてはきわめて冷淡であった点が後との関連で指摘される。

以上は、占領当初のアメリカ政府の占領政策をしめした公式文書——『降伏後に於ける米国の初

注(25) 『資料・戦後20年史(3)法律』51頁。

(26) 『資料・戦後20年史(3)』211~2頁。

(27) 占領の最初は「指令 Directive」が出されたが、国民に対する影響も考慮して、「指令」は3本のみで打切られ、その後は「覚書 Memorandum」が中心になり、このほかマッカーサーその他の「Statement」, 「Message」, 首相宛書簡など、さまざまな形で、要求・意見が出されている。

占領政策の展開

期の対日方針』(1945.9.22)と『日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後に於ける初期の基本的指令』(45.11.1)——で明らかである。『初期の対日方針』では、占領の「究極の目的」は、「(イ)日本国が再び米国の脅威となり又は世界の平和及安全の脅威とならざることを確実にすること。(ロ)他国家の権利を尊重し国際連合憲章の理想と原則に示されたる米国の目的を支持すべき平和的且責任ある政府を究極に於て樹立すること……」であるとし、第3部「政治」において(1)「武装解除及非軍事化」、(2)「戦争犯罪人」、(3)個人の自由と民主主義の奨励を、第4部「経済」において(1)「経済上の非軍事化」、(2)「民主主義勢力の助長」、(3)「平和的経済活動の再開」を取り上げているが、⁽²⁸⁾いずれにおいてもまず第1に断行すべきことが武装解除・軍事力粉砕と非軍事化であるとされ、この非軍事化との関連で民主主義奨励が取り上げられているとみてよい。後者の『初期の基本的指令』では、内容が具体的に指示されているが、その基調は同じである。⁽²⁹⁾

また、日本経済の破壊・混乱に対してはアメリカが責任をとらない点も明白に指摘されている。

『初期の対日方針』では、日本の「経済上の困難と苦悩」について「日本の苦境は日本国自らの行為の直接の結果にして連合国は其の蒙りたる損害復旧の負担を引受けざるべし、右損害は日本国民が一切の軍事的目的を抛棄し孜々且専心平和的生活様式に向ひ努力する時に於てのみ復旧せらるべし」といい、⁽³⁰⁾『初期の基本的指令』でも、「貴官は、日本の経済的復興又は日本経済の強化についてなんらの責任をも負わない。」、貴官は日本国民に対し「貴官が日本にいずれの特定の生活水準を維持し又は維持させるなんらの義務をも負わないこと」を明らかにするようといわれている。⁽³¹⁾

(1) まず第1の占領目的について、GHQは占領と同時に軍隊の武装解除、大本営をはじめとするあらゆる軍事組織の解体、軍事法制や国家総動員法などの撤廃、軍需生産・軍需関連生産の禁止などを指令、第1節でみたように戦時中の支配者から構成されていた東久邇内閣を容認・利用しつつ、これらを異例の速さで完了する。最大の難関と思われていた700万人余の軍隊の武装解除は、「一弾をも射つ必要なく、連合軍将兵の一滴の血すらも流され」ずに完了し、早くも10月16日マッカーサーは「かくも急速にあるひはかくも円滑に復員が完遂されたことは史上にその類例なきところである。」⁽³²⁾と喜びをもって「日本軍復員完了」の声明を出す。

他方、軍事力破壊・非軍事化のために厳しい現物賠償の方針が採用された。アメリカの『初期の対日方針』は、(イ)日本の「領域外」の財産を関係連合国当局の決定に従って引渡すことと、(ロ)平和的日本経済と占領軍への補給に必要なものを除く物資・現存資本設備・施設を引渡すこと、として

注(28) 外務省『文書集(1)』91~108頁。『資料・戦後20年史(1)』16~18頁。

(29) 外務省『文書集(1)』111~166頁。『資料・戦後20年史(1)』19~22頁、および『同(2)経済』11~2頁。

(30) 外務省『文書集(1)』104頁。『資料・戦後20年史(1)』17頁。

(31) 外務省『文書集(1)』136~8頁。『資料・戦後20年史(2)』ではこの部分は省略されている。

(32) 外務省『文書集(2)』129頁。『資料・戦後20年史(1)』31頁。

(33) おり、この方針の具体化のため、45年11月アメリカ大使ポーレー氏を団長とする賠償使節団が来日した。その中間賠償計画にかんする報告書(45.12.7.発表「ポーレー中間報告」)は、日本にはなお多くの生産設備があるという立場から大規模な生産設備の撤去を勧告した。(工作機械の製造能力の半分。陸海軍工廠と航空機工業の全部。20造船所の全設備。年産250万トンを超える鉄鋼業生産能力すべて。など…
(34) …。)極東委員会はこの審査を通じて46年5月13日以降産業部門ごとに賠償設備を決定、「ポーレー
(35) 中間報告」に近い「極東委員会中間賠償計画」を作成していき、GHQは極東委員会の決定にもとづいて46年1月20日、航空機工場、陸海軍工廠などの389工場、8月13～14日には8工業部門の506
(36) 工場を賠償工場として指定した。なお「ポーレー最終報告」(46.11.16.発表)はその「中間報告」を大体において継承しているが、日本の重工業の生産能力の大幅削減を一層具体的に指示したので、賠償の厳しさは一層明白となり、日本産業界に深刻な打撃を与えた。
(37)

第2の占領目的である「民主化」の実施は、武装解除完了の見通しがついた10月上旬からいっせいに行なわれる。GHQは10月4日「政治的、市民的及び宗教的自由の制限の除去に関する覚書」によって、治安維持法はじめ多くの諸法令の撤廃、秘密警察機関の廃止、内務大臣および警察関係責任者の罷免、政治犯の釈放を指令し、10月11日にはマッカーサーが婦人の解放、労働組合の助長、学校教育の民主化、民衆を恐怖に陥れてきた諸制度の廃止、経済機構の民主化、を指令した。この“5大改革指令”をうけ、10月中旬以降、財閥解体、農地改革、労働改革立法のための具体的諸措置が失つぎ早やにとられていき、敗戦の年の末には早くも労働組合法が公布(45.12.22)される。また翌年1月4日には公職追放と政党・団体などの廃止にかんする覚書が出され、軍国主義者の公職追放と超国家主義的団体の解散が指令された。憲法改正についても45年10月上旬よりあわただしい動きが続き、46年はじめにはきわめて短時間にGHQ草案が作られ(46.2.10,成立。2.12,マッカーサー承認)、3月6日にはこれにもとづく日本側の「憲法改正草案要綱」が天皇の勅語と首相談話とともに発表され、同日マッカーサーは全面的承認のメッセージを出す。

(2) 初期占領政策の「民主化」にはつぎの2つの原理=2つの面があったといえる。

第1の原理は、日本の軍事力の粉碎・軍国主義の根絶とそれらの復活阻止のために、日本の軍事力・軍国主義の基盤となっていた非民主主義的諸機構・勢力を除去していくという原理である。

このことはすでにふれたところであるが、『初期の対日方針』の「民主主義勢力の助長」の項で

注(33) 外務省『文書集(1)』106頁。『資料・戦後20年史(1)』17頁。

(34) 外務省『文書集、第3巻、経済篇I』251～3頁。

(35) 外務省『文書集(3)』解説26～7頁。『資料・戦後20年史(2)』50～1頁。

(36) 外務省『文書集(3)』解説27～8頁。

(37) 『昭和22年版、朝日経済年史』148～150頁。

なお、賠償の推移を詳しく扱ったものとしては、岡野鑑記『日本賠償論』(1958年、東洋経済)、鈴木武雄『現代日本財政史、第2巻』(1956年、東大出版)第5編第1章がある。

占領政策の展開

は、「日本国国民の平和的傾向を強化し且経済的活動を軍事的目的の為に支配し又は指導することを困難ならしむると認めらるる経済活動・経済組織及指導の各形態は之を支持すべし」という方針をのべ、「右目的の為」に実施すべきものとして(i)平和的でない指導者の選任の禁止と、(ii)「日本国の商工業の大部分を支配し来りたる産業上及金融上の大『コンビネーション』の解体計画」の支持⁽³⁸⁾を指令している……。

もっとも、この軍事力の基盤の一掃という原則についても、「世界の平和及安全の脅威」(前出)の除去ということのほか、敵国日本に対する処罰・報復の目的で行なわれるものも入りこんでいるが……。

第2は、「民主化」が、あくまでもアメリカによって「民主的」とされる基準にそくしての「民主化」であり、したがってそれはその基準からはみでるものを規制・抑圧する原理でもあるということである。これと関連し、アメリカ占領軍の「目的」・「安全」があらゆるものに優越する地位を与えられており、アメリカの容認する「自由」・「民主化」の内容がこのアメリカ占領軍の「目的」・「安全」によって左右される関係におかれていたことが注目される。

『初期の基本的指令』(45.11.1)では、労働組合の助長について、わざわざ「民主的な線に沿う被使用者の組織の結成に対するすべての法的障害の撤廃を要求する。」(傍点井村)と規定され、さらにこれについて、「但し、これは、いかなる擬装の下における軍国主義的勢力の恒久化又は占領軍の目的及び作戦行動に敵意を抱くいかなる集団の存続をも防止するのに必要な保障措置を執ることを妨げるものではない。」という但し書きをつけている。⁽³⁹⁾また、「罷業又は他の作業停止」についても、「これらが占領軍の軍事行動を妨害するか又はその安全を直接危くすると貴官が認めたる場合のみ防止又は禁止する。」⁽⁴⁰⁾とし、(ここでは一般に「防止又は禁止」しない点に力点があるとはいえ)、「占領軍の軍事行動」や「安全」のためには争議行為を「防止又は禁止」することを明示している。他方、「政党、政治団体、政治結社」については、「即時統制の下に置く。そのうち軍事占領の要求及びその目的に一致した活動をしているものは、奨励されるべきである。このような要求及び目的に一致しない活動をしているものは、廃止すべきである。」⁽⁴¹⁾といい、「意見、言論、出版及び集会の自由」についても、「軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーと宣伝」をせぬことと、上の「軍事占領の要求及びその目的に一致した活動」であることを「条件として」それらの自由を容認して

注(38) 外務省『文書集(1)』102～4頁。『資料・戦後20年史(1)』17頁。

(39) 外務省『文書集(1)』148頁。『資料・戦後20年史(2)』11頁。

(40) 外務省『文書集(1)』148頁。『資料・戦後20年史(2)』11～2頁。

労働組合法公布の後のGHQの「日本の労働組合法についての見解」発表(45.12.29)でも、(京成電鉄、読売新聞の「新手の争議戦術」にふれつつ)「……司令部としては争議が如何なる形式であれ、連合軍の占領目的に脅威を与えぬ限り干渉せぬ方針である。」(『資料・戦後20年史(4)労働』6頁)とし、上の『初期の基本的指令』と同様、「占領目的に脅威を与え」るばあいには労働組合運動へ「干渉」を加える権利を留保している。

(41) 外務省『文書集(1)』132頁。『資料・戦後20年史(1)』22頁。

いるのである。⁽⁴²⁾

以上の「民主化」についての2つの原理=2つの面の関係——それぞれの強弱や両者の絡みあい——は、財閥解体、農地改革、労働改革など、対象によって異なり、決して一様ではない。さらにまた、日本の労働運動・農民運動の急速な昂揚と、アメリカ占領政策の「変更」のはじまりとに対応して、2つの原理の強弱が変化していく。一般的には、軍事力基盤の掃蕩のための「民主化」という第1の原理が急速に後退あるいは消滅していき、「民主化」がアメリカの占領「目的」にそくした基準の「民主化」であり、その基準からはみでたものを制限・抑圧する原理でもあるという第2の面が強くなるとともに、その基準自体が一層厳しいものとなっていく。こうした変化の進行も、財閥解体、農地改革、労働改革などに対する政策では異なったあり方をしめす。

経済面での3大「民主化」といわれる財閥解体、農地改革、労働改革は、占領政策によってはじめて実現されたものではあるが、占領政策のみによってその実現を把えることはできないので、あらためて別稿(本論第1章)でとりあげる予定である。

なお、「民主化」といわれる政策のなかにも、上のもの以外の要因が入りこんでいる。すでにみたようにアメリカの占領の「究極の目的」の規定(本稿29頁)には「米国の脅威」の除去と「世界の平和及安全の脅威」の除去とが並列され、「米国の脅威」の除去の方が先に出ている。この点に端的に反映されているように、アメリカの占領政策では、両者が渾然一体となり、「世界の平和及安全の脅威」の除去にまじって、あるいはその名目の下に、かつて帝国主義間対立下で経験した米国資本の脅威の除去が行なわれたり、「全体主義的」=共産主義的勢力の脅威の除去が行なわれたりする。(米国資本の脅威の除去については、三菱商事、三井物産へのとくに厳しい解体の要求——処罰・報復もふくむ——や、日本の劣悪な労働諸条件の改善——ダンピングの基礎の除去——の要求など。)

以上のくわしい考察は、第1章にあたる別稿にゆずるが、第2の面については、本稿第3節の占領政策「変更」との関連でいま少し注意をしておきたい。従来の占領政策「変更」の取り扱いでは、一般に初期における自由容認・「民主化」の政策から、自由制限・抑圧の政策への転換がきわめて強調され、その一面的強調のなかに初期占領政策の「民主化」のもつ上の第2の面が軽視あるいは無視されていると思われるからである。

(3) 第1に指摘したいのは、占領軍が「民主化」政策の具体的実施にのりだすのが、占領開始時ではなく、敗戦から2ヶ月近くたった10月上旬のことであったという事実のもつ意味である。

占領軍はそれ迄の間、戦時中の支配者から構成されていた東久邇内閣を容認・利用して、日本軍隊の武装解除、軍事組織の解体などを異常な速さで完遂し、その過程で日本の“全体主義的”=共

注(42) 外務省『文書集(1)』132~4頁。『資料・戦後20年史(1)』22頁。

占領政策の展開

産主義的勢力がまったく微力であることを確認する。

そればかりではない。GHQは、10月4日、敗戦前の治安維持法をはじめとする治安立法の撤廃、特別高等警察（特高）など秘密警察機構の廃止、政治犯人の釈放などを指令するのに先だって、「プレス・コードに関する覚書」（45.9.19）「ラジオ・コードに関する覚書」（9.22）、「新聞及び通信社に対する政府の統制廃止方に関する覚書」（9.24）、「郵便の検閲に関する覚書」（10.1）を発し、出版・放送に対する規制・検閲、あらゆる郵便物に対する検閲を行なう権限を確立する。（これを、日本の関係機関によってではなく、占領軍関係者が直接行なうとされている点も注目に価する。）⁽⁴³⁾ さらにまた、9月20日には第1節(4)で指摘したように、“ポツダム緊急勅令”によって連合国最高司令官の要求・指令をただちに“ポツダム命令”として貫徹しうる法的措置をとっている。また若干遅れはしたが、政党、協会、団体の廃止にかんする覚書（46.1）を出し⁽⁴⁴⁾ “ポツダム緊急勅令”にもとづく勅令101号（2.23）を制定させている。

このように、10月4日、10月11日の「民主化」指令にはじまる「民主化」政策の実施は、武装解除完了の見通し、社会主義諸勢力の無力の確認、占領軍による思想統制・管理機構の整備の基礎にはじめて実施されたものである。

もっとも、占領当初、これら一連の統制・管理機構を確立したさい、あるいは「民主的な線に沿わない組合や占領軍の「目的」・「安全」を脅かす団体や活動を禁止・制限するというさい、アメリカがまず念頭においたのは「軍国主義的」・「超国家主義的」活動や団体に対する統制であったであろうが、しかしそれとらんで“全体主義的”＝共産主義的団体・勢力をも念頭において、これら両者が“自由主義体制”・「民主主義的」秩序に反抗したり、占領軍の「目的」・「安全」を脅かすおそれが生じたばあいに対する措置を講じていたものと考えられる。これについては、禁止、制限についてつねに、たんに占領軍の「作戦行動」への脅威のみではなく、占領軍の「目的」・「安全」などへの脅威というきわめて漠然とした基準があげられ、占領軍が禁止・制限を行なうさいの自由裁量の範囲がきわめて広くされている点に注目する必要がある。——事実、その後この占領軍の「目的」

注(43) GHQは9月10日「言論及び新聞の自由に関する覚書」を出し、一応「言論の自由に関しては最少限度の制限」であるというが、この「自由に関する覚書」でも禁止、制限の規定が主である。（『資料・戦後20年史（3）』208頁）。

なお、出版、放送、郵便物などに対して、占領軍が直接検閲する権限をもっていたことについては、「言論・報道に関する占領軍の統治は、いわば直接統治であった」（新井直之「占領政策とジャーナリズム」178頁、思想の科学研究会編『共同研究、日本占領』1972年、徳間書店）という見解や、「ふつう、ドイツ占領との対比で日本占領は「間接」方式であったと指摘されるが、実質に即し再吟味する必要があるかもしれないとおもう。電波管理のみではなく、出版物や放送番組に対する検閲も「直接的」以外のなものでもなかった」（奥平康弘「放送法制の再編成——その準備過程——」390頁、前出『戦後改革（3）』1974年）という見解がある。

(44) ここでは禁止される政党などの第1に、「占領軍に対する反抗または反対、あるひは連合軍総司令官の指令を実行するための日本政府命令に抵抗または反対するもの」があげられている。（外務省『文書集（2）』94頁、『資料・戦後20年史（1）』35頁）。

もっとも、この「覚書」の附属書Aには、解散されるべき団体名として超国家主義的団体があげられており、この時点ではこれら超国家主義的団体が禁止の直接の対象とされていた。

がしだいに変化していったのに対応して、占領軍の「目的」への脅威に対する抑圧の内容がますます厳しくかつ拡大していった。

以上のような解釈については、アメリカが第2次大戦末より大戦後のアジア戦略構想においてつねに“全体主義的”勢力の抑止を第1に考えていたこと、とりわけマッカーサーは“全体主義的”勢力に対して徹底した考えをもって行動していたことを指摘しておく必要がある。

1944年10月、マッカーサーの指揮のもとフィリピンに上陸したアメリカ軍は、日本のフィリピン占領に対してもっとも激しくゲリラの抵抗を行なってきたフクバラハップ団を武装解除し、その指導者を投獄した。フク団は左翼的指導者に指揮され、日本軍に抵抗すると同時に、農村における社会変革を志向していた。朝鮮においても、アメリカは最初から朝鮮人民解放闘争を厳しく弾圧した。朝鮮では、日本帝国主義の敗北した8月15日より独立建国をめざす人民闘争が爆発的に生じ、9月6日には一応左右勢力をふくめた閣僚メンバーの全民族的政権として「朝鮮人民共和国」の成立が宣言され、9月7日には同共和国政府臨時組織法が制定・公布された。しかし、これに対し、アメリカ軍は9月8日仁川に上陸、かかる朝鮮人民闘争を厳しく抑圧し、マッカーサーアメリカ太平洋陸軍総司令官(兼任)は、北緯38度以南に軍政をしき、一切の行政権を施行する旨布告した。10月10日、軍政長官アーノルドは人民共和国を否認する声明を発表し、その後、軍政のもとで共産主義的勢力の徹底的な排除が行なわれていく。他方、中国では、アメリカは第2次大戦終結以前から、国民政府による中国統一を期待し、その中国を軸に大戦後のアジア戦略を構想しており、日本敗北後も、日本の武装解除における国府単独支持、国府軍への軍事的・経済的援助と、国府支持・革命勢力排除の方針を貫いている。⁽⁴⁵⁾

こうした事実は、アメリカが第2次大戦末からすでに、アジアについて“全体主義的”=共産主義的勢力——種々の民族解放・社会主義的運動をふくむ——を排除する厳しい態度を堅持していたことをしめすものである。したがってまた、日本占領においても、こうした勢力への警戒・事前措置を考えていたことを示唆するものと思われる。

ただしかし、占領初期の日本においては、朝鮮などのように実際に厳しい弾圧・抑圧を行なう必要はなかったし、弾圧・抑圧をできるだけ回避したい理由があった。

なによりもまず、日本では、すでに再三指摘したように、敗戦時にも、敗戦以後10月初旬までにも、アメリカが実際に抑圧にのりだすべき社会変革の運動や組織が存在しなかった。さらにまた、日本では、軍事力破壊・軍国主義一掃のために、ある程度社会主義的勢力を利用する必要があった。また、当時のアメリカにとっては、単独占領を事実上継続させていくために、他国、とりわけソ連に対し日占領管理に対する介入・反対の口実をできるだけ与えないようにする必要があった。第1節でみたように、敗戦後アメリカは文字通りの単独占領を行なっていたが、これに対するソ連、イギ

注(45) 齊藤孝「アメリカの対外政策と日本占領」(前山)、荒井信一『第二次世界大戦』(1973年、東大出版)などを参照。

占領政策の展開

リスの不満は強く、12月には極東委員会、対日委員会の設置が決定された。したがって、アメリカは完全に単独占領を行なっている間に、重要な占領政策を実施して既成事実を作っておくと同時に、他国、とりわけソ連に日本管理への介入・反対の口実を与えずにアメリカのイニシアティブを確保しようとするが、そのためには、早急に基本的な占領政策を実施し、日本国民の反米・親ソの動きを未然に防ぎ、広汎な国民的支持をとりつける必要があった。そうしたアメリカにとって幸いなことに、10月10日 GHQ によって釈放された共産党幹部は、占領軍を「解放軍」と規定してこれと「協力することができる」とのべていたから、GHQは当面のところ共産党を排撃する必要もなかった。10月上旬以降、きわめてあわただしく、いわゆる「民主化」政策が実施され非常な融和的態度がとられていったことの背景には以上のことがあった。極東委員会第1回会合は46年2月26日、対日理事会第1回会合は46年4月5日であった。

占領軍は、進駐以後、旧勢力、天皇、共産党勢力などをきわめて巧妙に利用しつつ、自己の政策をきわめて効果的に実施していくとともに、国民各層の広汎な支持をとりつけていっている。

アメリカ占領軍は占領当初、戦中の指導者からなる東久邇内閣を容認・利用しつつ、武装解除をはじめとする軍事力解体を遂行していったが、GHQ のかかる態度とも関連し、日本政府はこの間、天皇や思想統制などについて敗戦前とほとんど変らぬ態度をとり続けており、国際的にも問題になり始めていた。⁽⁴⁶⁾

GHQ は、武装解除の見通しもついた10月はじめの段階で、こうした旧態依然とした日本政府に対して打撃を与える意図もふくめて、前述の治安維持法廃止や内相罷免などと、共産党幹部をふくむ政治犯釈放を指令する。これは、日本政府に一大衝撃を与え、翌日東久邇内閣は崩壊した。

また、10月以降、「民主化」政策を急速に実施し、45年末労働組合運動や政党活動が始まってくるのを背景にして、1月4日、公職追放と、政党や諸団体廃止にかんする覚書を出し、大量の公職追放と超国家主義的団体の解散を行なっていくが、後者の覚書は、占領軍に対する反抗・反対を行なう政党や団体の禁止を第1に掲げ、その後強化される治安立法の出発点ともなる。

GHQ 指令によって釈放された共産党幹部は、「民主化」を行なう占領軍を「解放軍」と規定し占領軍と「協力することができる」といいつつ、天皇制打倒、人民共和政府樹立を主張していく。

しかし、GHQ はそのときすでに、天皇の温存・新しい形の天皇の利用を決めていた。GHQ の筋書通り、46年1月1日天皇の人間宣言の詔書が発表され、マッカーサーは「天皇の新年の声明は、

注(46) 10月19日の“解放運動出獄同志歓迎大会”で徳田球一氏は「我々自身が獄から解放されたのも、天皇と其政府によってではない。連合国と最高司令部からの命令によってである。我々は天皇制を打倒し、人民共和政府を樹立する為めに、この連合国解放軍と協力することが出来る」とのべた。(「赤旗」45年11月7日、第1巻第2号、2頁)。

(47) 政治犯が敗戦後も長らく釈放されなかったことは9月26日の三木清氏の獄死を契機に注目をひいていったが、ロイター通信東京特派員ローバート・リュベン氏の報道によれば、山崎巖内相(東条内閣の内務次官)は10月3日の会見で「思想取締の秘密警察は現在なほ活動を続けており、反皇室的の宣伝を行ふ共産主義者は容赦なく逮捕する、また政府転覆を企む者の逮捕も続ける旨言明した」という。(「朝日新聞」45年10月4日)。

また、中国中央通訊社特派員宋徳和氏との10月3日の会談で、岩田法相は「司法当局としては現在のところ政治犯人の釈放の如きは考慮してゐない、……かかる権限は天皇の大権に属し、唯一の具体的方法は陛下の御発意による恩赦以外にない」とのべている。(「朝日新聞」45年10月4日)。

余の非常に欣快とするところである。天皇はその詔書に声明せるところにより、日本国民の民主化に指導的役割を果さんとして⁽⁴⁸⁾ゐる。」と、天皇歓迎の声明を発表(46.1.1)、天皇は早くも46年2月19日より神奈川県川崎、鶴見、横浜をふり出しに全国歴訪を始め、文字通り飢餓的状况にあった国民の不満の爆発をおさえるうえに少なからぬ役割を演じていく。

こうした過程のなかにも、アメリカ占領政策の「民主化」の内容を理解するための手がかりがある。

初期占領政策の「民主化」の内容を以上のように把握するならば、一定の空白期間の後、日本の労働運動・社会主義運動が、占領軍の「民主的」基準をこえ、占領軍が「自由」であり「民主的」であるとする“自由主義体制”=資本主義体制を批判・克服しようとする運動となり、占領軍の「目的」・「安全」を脅かすと考えられたばあい、アメリカがこれらに対し断乎抑圧することは、初期占領政策の「民主化」原理の変更ではなく、むしろ初期占領政策の「民主化」原理にそくしたものと見えよう。

1945年末以降、わが国労働者は戦後の一時的空白の後に、急速に労働組合運動・社会主義運動を展開、46年中葉にかけて経営の民主化と生産復興を労働組合の手で行なおうとする生産管理闘争や、「食糧の人民管理」や「社会党・共産党中心」の「民主政府の樹立」を提唱する食糧メーデー(46.5.19.約25万人参加)が展開していった。これに対しマッカーサーは食糧メーデーの翌日声明を発表し、「今日既にその兆しを見る如き秩序なき暴力行為は今後絶対に許容されない」という威嚇的声明⁽⁴⁹⁾(5.20)を発表し、他方6月12日には前節で指摘した「連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」を出させる。

ここにおいて、占領軍の予想に反して日本の運動が急激に昂揚し、それに対してGHQによる介入・抑圧がはじめて、実際に行なわれたということは、重要な意味をもつものとして注目しなければならないが、しかし占領政策の推移の内容としてみれば、これは、それまで抑圧する必要のなかった日本の運動が現実に昂揚してきたのに対応して、初期占領政策の「民主化」原理自体にふくまれていた制限・抑圧の面が現実化したものというべきものと思われる。もし、これをもって占領政策の転換として強調するならば、初期占領政策の「民主化」の内容が誤って把握されることになろう。6月12日の“ポツダム命令”も、決してこの時点で新たに登場したのではなく、占領軍のきわめて強い権限はすでに45年9月20日の“ポツダム緊急勅令”で法的に確立されていた(第1節、(4))のであって、6月12日の“ポツダム命令”は、現実の運動の昂揚に対応して、“ポツダム緊急勅令”における占領軍の指令とそれを履行するための日本の法令の権限を強化しそれをひろく一般に普及させたのである。

占領政策の「変更」後の労働運動抑圧・労働法規変更の政策についても、このような初期「民主

注(48) 『新日本建設に関する詔書』(天皇の人間宣言)は『資料・戦後20年史(1)』25頁。

マッカーサー声明は、外務省『文書集(2)』100~101頁。『資料・戦後20年史(1)』26頁。

(49) 外務省『文書集(2)』239~240頁。『資料・戦後20年史(4)』20頁。

なお、「食糧の人民管理」などをふくむ食糧メーデーの決議も『資料・戦後20年史(4)』20頁にある。

占領政策の展開

化」原理のもつ権利制限・抑圧の現実化という面があるのであり、この面のうえに、さらに占領政策「変更」に対応する労働政策がつけ加えられていくのである。

第3節 占領政策の「変更」

アメリカの初期占領政策は、短期間の後に「変更」されていく。

占領政策の「変更」の基本はつぎの点にある。すなわち、軍事力粉碎・非軍事化とそのため民主化を第一義的に追求し経済復興にはきわめて冷淡であった初期政策から、日本をアジアにおける「反共の工場」・「反共の防壁」とするために日本の資本主義的復興・強化を第一義的に追求していく政策への「変更」である。この占領政策「変更」は、日本の資本主義的復興・強化を規定した重要なものであるが、この「変更」はある時期のある政策をもって「変更」の前・後を明確に区別できるような単純・明快な形では現われないので、その把握は容易ではない。

本節の考察でとくに注意したのはつぎの諸点である。

従来一般には、占領政策の「変更」は、もっぱら中国情勢を中心とするアジアの冷戦激化という国際的インパクトによって生じたものとして扱われている。たしかに、アジア情勢が占領政策「変更」を規定する基軸であるし、上に指摘したように占領政策「変更」の内容の基本は、アジアの冷戦における拠点として日本の資本主義的復興・強化を急ぐようになった点にあるのではあるが、しかしそれのみではない。わが国内における経済的危機の長期化とそのもとの労働運動・社会主義運動の急激な昂揚に対する対応として、労働運動抑圧と結びついて日本の経済復興・「自立」を促す動きが出てくるのであって、占領政策「変更」の過程も、「変更」後の政策内容も、この国内情勢に対応しつつ、それによって規定されつつ展開していくのである。(国際的インパクトによる動きと、国内的インパクトによる動きは、ともに共産主義的勢力に対する対抗という点では共通しているし、両者の動きは無関係ではないが、しかしやはり区別して扱えたいので、両者を総合すべきものと思う。)もし、一般的見解のように、アジアの冷戦激化による占領政策「変更」という面のみを注目すると、わが国の“経済復興政策”がすでに47年はじめから始まり、この“経済復興政策”が48年にも継続・強化されていくことの意味が扱えられなくなってしまうであろう。事実、従来の占領政策にかんする論述では、47年以降の“復興政策”の問題はほとんど欠落してしまっている。

いま一つ、上のこととも関連して、占領政策「変更」と、経済復興・経済力強化の政策の進展とは、単純な対応関係をしめしていない。このため、従来一般には、占領政策「変更」はもっぱら賠償方針の変更、集中排除方針の変更、対日援助の増大、労働運動抑圧をメルクマールとして論じられている。しかし、占領政策の「変更」の基本がアジアの反共の拠点として日本の資本主義的復興・強化を促す点にある以上、肝心の経済復興・経済力強化の政策との関連を明確にすることが不可

欠である。また、労働運動抑圧・治安強化の問題も、それ自体の変化のみを注目すると後に指摘するような誤りが生じるのであって、占領政策「変更」の基本である経済復興・経済力強化の政策と関連づけ、それとの関連のなかでその意味を明らかにすることが肝要である。

(1) 占領政策の「変更」の流れは、大きく分けると、アジア情勢との関係を中心に出てくるアメリカ本国の陸軍省、国務省の動きと、日本の経済的危機とそのもとでの労働運動の昂揚に対する対抗を直接の契機として出てくるマッカーサー、GHQの動きがある。これらはいずれも47年はじめ頃から生じて47年中葉には明確なものとなり、47年後半には両者の交流も行なわれ、これらの基礎の上に、48年初頭、占領政策「変更」が公然と表明され、その後新しい政策目標が公然と全面的に追求されていくこととなるのである。

(イ) まず、アメリカ本国の動きについて。

第2次大戦後、大戦中の連合国間の国際協力関係は急速に瓦解し、「冷戦」が開始される。「冷戦」は、1946年のチャーチルの「鉄のカーテン」演説(46.3.5)に端を発し、トルーマンのいわゆる冷戦ドクトリン(47.3.12)、マーシャル国務長官によるマーシャル・プラン構想の提唱(47.6.5)によって、公然となっていた。これらの推移にも明らかのように、大戦直後は冷戦の主要舞台はヨーロッパであり、アメリカのアジアに対する関心はヨーロッパに比して薄かった。しかし、それでも、アジアについても危機意識は急速に強くなる。大戦後のアジア戦略の軸としてアメリカが期待していたところの国民政府による中国統一は困難の度を加え、南北分裂の朝鮮も不安定であったため、早くも47年はじめ頃より、陸軍省を中心に、日本を極東の拠点としていく考えが検討されていく。

陸軍省は、1947年1月、賠償にかんするポーレー最終報告(1946.11.16)のでた直後であるにもかかわらず、賠償問題を検討しなおすためストライク氏らに調査を依頼、賠償の緩和によって日本経済の「自立」達成を促める報告をひき出したうえで、同年7月再度の調査を依頼した。その調査任務の主なもの、「日本をして自立経済を実現させるために、日本に残置さるべき生産施設について所見を開陳することであった」。⁽⁵⁰⁾「アメリカ合衆国にたいする日本産業賠償調査報告」(第2次ストライク報告書、48.2.1、提出。3.8、公表)は詳細かつ歴大なものであるが、厳しい現物賠償の取立てを主張したポーレー報告書とは基本的に異なり、日本経済の復興・「自立」化をはかる立場から「日本において有効に利用出来る生産施設(主要軍需施設を除く)を撤去しないよう勧告する」。⁽⁵¹⁾具体的には、鉄鋼、工作機械、アルミ精錬、火力発電等の重要産業施設や商船の全部を残置するようになっている。ここで注目されるのは、47年前期にすでに、陸軍省が日本経済復興・「自立」の立場から賠

注(50) これは(第2次)ストライク報告書のなかに書かれている。『昭和23年版、朝日経済年史』172頁。

(51) 『昭和23年版、朝日経済年史』172～217頁。

占領政策の展開

償問題を検討し直す調査を依頼していたことである。

47年8～9月、ロイヤル陸軍長官とドレーパー陸軍次官（財界出身で大戦後の独の経済政策に従事していた）のコンビが誕生（対日占領政策「変更」を推進した一方の軸）、日・独を冷戦における拠点として急速に復興させていく動きは一段と強まる。ドレーパー次官は9月、対日占領政策をマッカーサー達と協議するため来日、日本の経済的復興・「自立」の必要性を強調する。

国務省側でも47年5月アチソン国務次官は冷戦下、「アジアおよびヨーロッパにおける2大工場として、この2大陸の究極の復興を左右する日独両国の復興を促進する……」⁽⁵²⁾とのべ、冷戦対策のために政策企画部長に任命されていたアメリカきってのソ連問題専門家で“封じこめ政策”の提唱者であるG・ケナン（対日占領政策「変更」のいま一方の推進軸）も、47年夏の終りには、日本の初期占領政策に危機を感じ、共産主義の圧力を排除するために日本の経済復興を急ぐことが不可欠と考え、マッカーサーに進言する⁽⁵³⁾（47.10.14）。（以上の陸軍省の動きと国務省の動きとは若干の差異と対立があるが、大きな流れを問題とするここではその点には立ち入らない。）

(四) 日本情勢に対するマッカーサーの動きについて。

わが国の労働者・大衆は、戦争末期、敗戦直後にはまったく無力でみるべき行動を起し得なかったが、敗戦後の経済的混乱・文字通りの飢餓的状况が続くもとの、占領軍の「民主化」政策の実施、労働組合法の公布（45.12.22）によって刺激をうけつつ、45年末以降急速に労働運動・社会主義運動を展開、戦中・戦後の怒りを爆発させていった。敗戦時にはゼロにひとしかった労働組合は、45年年末以降、世界に例をみないテンポで激増をつづけた。（45年12月末、組合数509、組合員数38万人、推定組織率3.2%、——うち12月結成分、434組合、31万人。46年12月末、17,266組合、493万人、41.5%。47年6月末、23,323組合、569万人、45.3%。48年6月末、33,900組合、653万人、53.0%。「労働組合基本調査」）。日本社会党は45年11月2日結党大会、日本共産党は12月1日第4回全国大会を開き、政治活動も急速に活発化する。労働組合の全国的組織の結成も46年8月に相つぐ。（日本労働組合総同盟——略称、総同盟——46.8.1～3.結成大会、結成時、1,698組合、約86万人。全日本産業別労働組合会議——略称、産別または産別会議——46.8.19～21.結成大会、結成時、21組合、約156万人。）しかも、46年中頃にかけては労働組合が生産管理・経営管理を通じて経営の民主化と生産再開・生産復興を実現していこうという生産管理闘争や、食糧危機のもとで「食糧の人民管理」などを提唱する食糧メーデー（46.5.19.約25万人参加）が展開、資本主義体制そのものと対決する内容の闘争がすすんでいく。

これに対し、すでに指摘したように、食糧メーデーの翌日、マッカーサー自身敵しい威嚇的声明（46.5.20）を出すほか、6月12日には“ポツダム命令”「占領目的に有害な行為に対する処罰等」にか

注(52) 『朝日年鑑、1948年』33頁。

(53) G. F. Kennan, "Memoirs, Volume I, 1925-1950", 1972. 清水俊雄訳『ジョージ・F・ケナン回顧録(上)』（読売新聞社）の第16章「日本とマッカーサー」。

んする勅令（28頁）が出される。

しかし、日本では、アメリカの予想したよりはるかに深刻な経済的混乱が長期化し、47年はじめには経済は危機的状況にあった（鉄工業生産は1935～7年平均＝100の指数で、46年9月に30.4になるが、再度低下傾向をしめし47年2月24.7となる。インフレは45年9月を100として、46年2月卸売物価238.3、小売物価267.6となり、46.2.16金融緊急措置によりようやく一時沈静するもの、46年10月以降再度高騰し始める。）ので、このもとで、運動はGHQの抑圧の後も活発に展開されていく。46年9月には国鉄75,000人解雇と船舶運営会6万人解雇を全面的に撤回させ、10月闘争では電産協による“電産型賃金”を獲得し、これらに刺激された官公労は年末闘争の基礎上に47年2月1日、官公労を母体とし民間をふくめて全国400万人余の労働者を結集するゼネラル・ストライキを組織していく。

かかる情勢に直面したマッカーサーは、1月31日、ゼネストを断乎禁止する厳しい姿勢をしめすが、それと同時に、かかる運動を沈静化し、占領下の秩序を確保するために、日本の経済復興を促す必要があるという考えを強める。また、マッカーサーはアメリカの占領負担を軽減する面からも、日本の通商貿易上の制限を緩和し、経済的復興の努力を日本自身に課していくことが有利であると考えていく。

ここで注目すべきことは、47年はじめより、マッカーサーが、日本の経済的危機とそのもとでの運動の昂揚に対応し、たんに労働に対する抑圧のみではなく、日本の経済復興促進と労働運動抑圧とをあわせて実施していく方針をとっていくことである。ここには占領政策「変更」の部分的進行がみられる。この点従来一般には軽視あるいは無視されているので、以下でややくわしく事実の推移を指摘しておく。

マッカーサーは、2.1スト禁止措置をとる一方、米国議会に対してメッセージ（2.20）を送り、「戦争の禍根を押える」とどまらずに未来の戦争にむかう事柄の拡大を防ぐ「堅固な防壁」を「西太平洋」＝日本に建設する必要のあること、「飢餓は社会不安、無秩序、暴動などをひき起すであろう」ことをのべて対日援助を要請、対日援助は慈善ではなく、アメリカは対日援助によって「1ドルたりとも損をすることはない」という。⁽⁵⁴⁾同時にマッカーサーは日本政府に対しては、吉田首相宛書簡（3.22）で、経済危機を克服するために「急速かつ強力な措置」をとるよう厳命する。⁽⁵⁵⁾

また、2月には、綿製品（輸出用在庫）5,000万平方ヤードの放出（2.12）、輸入小麦等8万7,500トンの放出（2.14）、輸入米綿78,149俵の放出（2.27）を許可するとともに、“制限会社”（財閥解体指令）に対する融資を許可する（日産化学など肥料工場の許可、2.17。三井鉱山など炭鉄会社の許可、2.18、⁽⁵⁶⁾2.24.）。さらに、8月15日には、大幅な制限つきではあるが民間貿易の再開と、「輸出入回転基金」設定を許可し、マッカーサーはこの「輸出入回転基金」設定が「日本の経済自立化の過程における重

注(54) 『朝日年鑑、1948年』89頁。『資料・戦後20年史（2）』（39頁）には一部のみ。

(55) 『資料・戦後20年史（2）』34～5頁。

(56) 『朝日年鑑、1948年』による。

占領政策の展開

「要な里程碑」であり、これによって「日本の輸出産業が再び活発化する」であろうという⁽⁵⁷⁾ (8.14)。これらの措置は、具体的内容としては乏しいものではあるが、しかし、マッカーサー、GHQが、日本の経済復興、貿易再開を促進する方針をとったということは、わが国政府・財界に対して非常に大きな影響を与えた。上のマッカーサーの吉田首相宛書簡にもとづいて、経済安定本部の全面的機構改革が行なわれ、経済政策の立案のための陣容が整えられる⁽⁵⁸⁾。4月選挙の結果、吉田内閣に代って登場した片山内閣は、マッカーサー書簡に対応して、経済緊急対策⁽⁵⁹⁾ (6.9)にもとづいて、新物価体系⁽⁶⁰⁾ (7.5)を確立、価格調整補給金(補給金制度の中心)を発足させる。復興金融金庫(47.1.24業務開始)の融資活動も47年中葉以降急激に活発化する。47年中葉より、復興金融・補給金支給制度を二大柱とする“経済復興政策”が推進されていくのは、以上のようなマッカーサーの新方針を背景にしてのことである⁽⁶⁰⁾。日本の経済復興を促そうとするマッカーサーの新方針は、47年後半には、ドレーパー陸軍次官の来日などによって一層強化されていくとともに、48年の占領政策「変更」の公然化のなかへ統合されていったものと推測される。

なお、復興金融、補給金支給を柱とする“経済復興政策”について、この時期には、GHQは経済復興を促す方向を強めていくとはいえ、経済復興のための具体的政策内容を提示せず、日本政府が独自に政策を策定・実施していき、GHQはその成果をチェックするという関係であったことを注意する必要がある。これは、初期占領政策において、日本の経済復興についてきわめて冷淡であったアメリカが、日本の経済混乱はアメリカの責任ではないとして、経済混乱の打開を日本政府にゆだねてきたことによるものと思われる。このため、日本の経済復興を促す必要があるとの考えが強まっても、GHQは、そのための適切な経済政策を早急に提示する準備がなく、経済復興を日本政府の責任において実施させ、その効果をチェックする方法を選んだものと思われる⁽⁶¹⁾。こうして、

注(57) 外務省『文書集(3)』106～7頁。

(58) 経済企画庁編『戦後経済史(経済安定本部史)』(大蔵省印刷局、1964年)47～9頁。

(59) 片山内閣の「経済緊急対策」はその前文で、マッカーサーの吉田首相宛書簡にふれ、その見通しの正しいことを指摘している。〔経済安定本部『昭和22年、経済実相報告書』(第1回『経済白書』)に収録、53頁〕。

(60) 以上本文でしめした日本経済復興のための一連の動きを占領政策「変更」と関連して把えるものはきわめて少ない。経済企画庁『戦後経済史(総観編)』(大蔵省印刷局、1957年)は、「対日管理政策の転換」を——明確に規定しているわけではないが——47年のはじめから始まった「日本経済の危機に対する米の積極的援助」の動きにおいて把えているといえよう(111頁)。そこでは、片山内閣の「経済再建築」は、「米国の対日政策の転換によるGHQのバックアップと国民の支援を中心に経済再建築を強力に推進しようとしたのである。」(116頁)とされている。(傍点井村)

経済企画庁『戦後経済史(経済政策編)』にも同じような指摘がある(42～3頁、88～9頁)。

(61) 占領初期には、すでに指摘したように、GHQは日本経済復興についてはきわめて冷淡で、経済混乱の回復を日本政府の責任としていた。

こうした事情もあって、敗戦後の経済混乱のもとで、日本政府、日本の経済学者などは日本経済の再建をめぐる種々の検討をすすめていた。たとえば外務省調査局の委嘱による特別調査委員会は40回の委員会の後に報告書「日本経済再建の基本問題」(46.3.)をまとめていた。46年末には政府は「傾斜生産方式」を決定していた。

GHQの側では、日本経済の復興はきわめて困難な問題であったし、この経済復興のための総合的政策を検討・策定するだけの準備もスタッフも不足していたので、日本政府の責任において経済復興を実施させて、GHQはそれを督促し、その成果をチェックするという途を選んだものと推測される。(次頁へつづく)

47年はじめより、マッカーサー、GHQが日本経済復興を促す方針に移っていき、対日援助などの措置をとり始めたものの、経済復興の具体的政策を提示・指令しなかったということは、わが国政府が敗戦後2年足らずに早くもかなりの自由度をもって“経済復興政策”を策定・実施していく背景である。戦後における政府と資本との癒着はここに始まる。そしてまた、この復金融資、補給金支給は、鉄鋼、石炭、硫安をはじめとする重要産業にいちじるしい優遇措置をこうずるものであったから、財閥解体指令や集中排除法による指定をうけていた関連巨大企業に対し、敗戦の打撃から急速に立ち直るための力を与えた。

アジアにおける冷戦深化によって、48年初頭以降公然化する占領政策「変更」の面のみ注目すると、47年すでに日本の“経済復興政策”が推進されており、48年の1年間もこの“経済復興政策”がそのまま継続され、それが強化されていくということが理解されなくなってしまうし、日本の重要産業の巨大資本が、48年の賠償方針変更・集中排除方針変更実施の以前に、立直りの契機を与えられていたことも見落されるであろう。

(2) 以上のような動きの基礎の上に、アメリカ政府は1948年初頭、アメリカの占領政策目的の「変更」を公然と表明し、政策「変更」のための一連の措置を急ぐとともに、新しい政策目的実現のための総合的な経済政策の検討を急ぐ。この時点で、占領政策「変更」の実施がいっせいにあわただしく追求されていった根拠は、アジア状況の急速な変化である。国府軍の敗色は1947年後半以降急速に強まり、中国人民解放軍の総反撃(47.9.12)、国府軍東北全土を放棄(48.10.30)、解放軍の北京無血入城(48.12.15)と急激な展開をとげる(49年10月1日、中華人民共和国成立)。これに加えて、1947年末より朝鮮問題における米ソ対立が激化、48年初頭には朝鮮人民共和国樹立声明(2.16)、米軍司令官による南朝鮮単独選挙発表(3.1)と南北分裂が決定的となり、大韓民国の成立(8.15)、朝鮮民主主義人民共和国の成立(9.9)にいたる。

1948年1月6日、ロイヤル陸軍長官は、アメリカの対日占領政策が「変更」したことを正式に表明し、アメリカは今や「日本において充分自立しうると同時に、今後極東で生じるかもしれない全体主義的戦争の脅威に対する防壁 deterrent の役目を充分果たしうるくらい、強力で安定した自立的な民主主義を確立する」という決定的な目的をもっている⁽⁶²⁾とのべたが、このロイヤル演説の意義

したがって、GHQは、47年2月頃より、本文にしめしたような経済復興促進の諸措置をとり、生産増大、インフレ収束、米の増産・供出強化など個別的な指令を出すか、GHQ独自の総合的復興政策をもっていたわけではない。

なお、泰氏によれば1947年「1月末、ワシントンに派遣されたアチソン(SCAPの外交局長)は、早期講和の実現を要請するとともに、日本経済復興に関する本国政府の支援を求めた。國務省は『日本占領の経済的側面を今まで軽視しすぎた』ことを反省したが、議会の予算削減圧力が高まっていた時期でもあり、若干のエコノミストをドイツ軍政部から引き抜いて増派する以外は、SCAPの要請にこたえる手段がなかった。」(前掲『対日占領政策』259頁)といわれている。これらは、当時の占領軍が充分な総合的経済復興政策を策定していく組織力をもっていなかったことを示唆していると思われる。

注(62) 外務省『文書集(2)』10頁。『資料・戦後20年史(1)』60~1頁。

占領政策の展開

は、これが占領政策「変更」の最初の公式表明であり、この公式表明にひきつづいて、政策「変更」のための動きがいっせいに公然と始まったことにある。1月21日、極東委員会米国代表マッコイ少将は、極東委員会に対し、ロイヤル演説と同じ趣旨の主張をのべ、アメリカ政府が日本の自立経済確立のため、必要物資の供給などの援助をしていく方針であることを明らかにした。⁽⁶³⁾

ロイヤル演説の直後、マーシャル国務長官は G. ケナン氏を日本に派遣 (48.3.1~)、ロイヤル陸軍長官はドレーパー陸軍次官ほか有力な政府・民間代表からなる使節団を派遣 (48.3.20.~) した。これら使節団の課題は、マッカーサーと意見を交換しつつ、緊迫するアジア状況のもとで、日本経済を復興・「自立」させるための条件や具体的政策を検討することにあつた。ケナンは、「民主化」改革に偏っている日本占領の現状をみて驚きと不安を強め、国務長官に「重点は、改革から経済復興に移されるべき」ことを強調し、公職追放の中止、賠償の漸次中止、占領軍経費 (日本負担) の縮小、日本警察の強化などを進言する。⁽⁶⁴⁾ 他方、「日本と朝鮮の経済的地位の見通しとその改善に要する方策に関する報告」と題されたドレーパー報告書=ジョンストン報告書 (48.5.18.公表) は、たんなる賠償問題の調査報告ではなく、日本の経済的復興・自立化のための諸条件と、そのために必要な諸政策を検討した膨大な内容のものである。⁽⁶⁵⁾ それは、アメリカが日本経済復興を積極的に援助すべきこと、経済復興に役だつ生産施設は賠償として撤去しないこと、経済復興・「自立」のために輸出の大幅増大・商船保有量増大を許すこと、などをもちこんだ、日本の経済復興・「自立」のヴィジョンをしめした点で注目される。「終戦後における米国の日本占領政策の転換を示す最も重要な文献」と⁽⁶⁶⁾ いわれるゆえんである。その後、このドレーパー報告で欠けていた外国為替レートの問題を検討するために、ドレーパー次官の依頼をうけてヤング博士を団長とする使節団が来日、「内外国為替政策に関する特別使節団の報告」⁽⁶⁷⁾ (1948.6.12) が作られた。そして、ドレーパー報告では、賠償取立て大幅緩和、積極的な対日援助によって生産拡大・貿易拡大を促進することが中心となっており、インフレ問題は生産拡大、税収の増大と政府支出の統制によって解決するとされ、それまでは外国為替レートの設定は困難であるとされていたのに対し、ヤング報告は、1ドル=300円レートを中心とする (270円から330円までの幅をもった) 単一為替レートを早急に設定し、これを通じて急速にイ

注(63) 外務省『文書集(2)』13~5頁。

(64) G. F. Kennan "Memoirs," ch.16. 前掲『ジョージ・F・ケナン回顧録(上)』第16章。

(65) 『昭和23年版, 朝日経済年史』218~231頁。

(66) 吉野俊彦氏はこの評価につづけて「なぜならば、この『ドレーパー報告』に至って初めて米国の占領政策の重点が賠償問題緩和の範囲を越えて、日本経済の安定と復興、さらにその自立の問題を正面から取り上げるに至ったからである。」という(吉野俊彦『ヤング報告』の歴史的意義, 『エコノミスト』1972年3月7日号, 121~2頁)。

(67) ヤング・レポートとよばれるこの報告は、長い間未公開であったが、1972年3月7日『エコノミスト』に公開され、単一為替レート設定の影響や、為替レートの水準についての内容が明らかとなった。

ドレーパー報告では、外国為替レートの設定は日本経済が安定していない現状ではまだ困難であるとされ、外国為替レート設定については検討が加えられていなかったのであるが、この点を補足するために、ドレーパー次官自身が、外国為替レート設定についての政策提言を専門家のヤング博士(連邦準備制度理事会調査統計局次長)に依頼したのである。この経過については、前出吉野論文で明らかにされている。

ンフレを収束することを提唱している。ドレーパー報告からヤング報告への歩みを基礎に“経済9原則”が準備されていく。

こうした過程で、アメリカ政府は、変更の必要な重要問題に対して変更措置を急いだ。

第1は、賠償の大幅緩和である。上に指摘したように、ストライク報告はすでに賠償用撤去施設を大幅に縮小していたが、ドレーパー報告=ジョンストン報告では、日本経済の復興・自立化を実現する立場がさらに一段と強くなり、産業施設撤去をさらに一層緩和するようになっている。撤去施設総額(1939年価格)は、ストライク案の16億4,815万円の約40%の6億6,225万円となり、うち第1次軍需施設分もストライク案の14億7,589万円に対し5億6,000万円と大幅に減少したし、ここでは、従来第1次軍需施設といわれていたものでも非軍事的生産に利用できるもの(工作機械など)を残置するよう⁽⁶⁸⁾にされた点が注目をひく。49年5月12日には、マッコイ極東委員会米代表は、日本経済の安定・自立の政策の遂行上、賠償施設撤去は矛盾するとし、正式にアメリカ政府の賠償取り立ての中間指令(47.4.4)の取消しと賠償配分計画(47.11.6)の撤回を表明した。

第2は、経済力集中排除についての重大変更である。アメリカ国務省、陸軍省は、48年3月12日「FEC(極東委員会)230号文書の支持を撤回する」という重要な政策変更の通知をマッカーサーに送付し、GHQは、かなりの混乱の後にはあるが、48年4月30日以降、集中排除指定企業の大量取り消し⁽⁶⁹⁾を実施していく。

このほか、対日援助の増大を決定する。48年7月よりの49年米会計年度から占領地救済資金(GARIOA)の増額のほか、占領地経済復興援助資金(EROA)を設置して各種の工業用原料、機械などの購入にあてることとしたほか、被占領地回転基金を新設し繊維原料購入にあてるようにした。

(3) さて、新しい占領政策目的——アジアの反共の拠点として、日本の資本主義的復興・強化を早急に実現しようという目的——のためには、経済復興・経済力の強化を急速に実現するとともに、アジアの反共の拠点のために必要な強力で安定的な体制的秩序・労働支配体制を確立することが不可欠であった。

(4) ただし、経済的復興・強化については、アメリカ政府は48年初頭以降、上のような各種調査団による調査と総合的経済政策の検討を急いでおり、暫くは総合的政策を具体的に提示するにいたってはいない。GHQは、すでに47年より実施されてきた“経済復興政策”が生産拡大効果をもたらし始めていたので、48年になってもとりあえずこの“経済復興政策”の方向で生産拡大を促すこととする。したがって、占領政策「変更」が公然化したもとでも、従来の“経済復興政策”は賠償

注(68) 『昭和23年版、朝日経済年史』227~9頁。

(69) 以上の経過についてはE.M.Hadley“Antitrust in Japan”, 1970. 小原敬士他訳『日本財閥の解体と再編成』(東洋経済)がくわしい。

占領政策の展開

変更、集中排除変更、対日援助によって支持されつつ、一段と活発に推進されていく。事実、復金融資、補給金支給は48年に入って一段と拡大されている。もっともわが国政府の政策にまったく変化がなかったわけではないが、なによりもまず生産拡大を追求し、物的生産拡大を通じてインフレを徐々に克服していくという点で、47年来の政策と基調を同じくするといえる。48年3月、片山内閣に代って登場した芦田内閣は、外資導入による経済再建と対外信用を強調し、外資導入のためにインフレ克服を主張するが、「この国内における経済再建の方途として刻下のインフレ克服のための至上命令は生産の増大にある⁽⁷⁰⁾」といい、その後のいわゆる「中間安定」構想も、健全財政、賃金安定、経営合理化をもち込んでいたが、外資導入、対日援助を支柱とし、生産拡大を通じて経済を安定しようというものであった。この政策はGHQによって支持されていたが、こうした政策がGHQによって支持されていたことについては、ドレーパー次官の影響があると思われる⁽⁷¹⁾。48年初めのドレーパー報告は、すでに指摘したように、インフレ克服のために財政均衡を提唱しつつも、賠償減少、対日援助の増大を軸として生産拡大・貿易拡大を第一に追求しようとするものであった。(その後、ドレーパーをふくめ、アメリカ政府は“経済9原則”の方向へと急速に移っていくが、GHQはなお従来の方針をとろうとしていたようである。7月15日アメリカ政府は“経済9原則”よりある程度緩やかな“経済10原則”をGHQの勧告という形で発表させるが、日本政府は不況出現の予想されるこの案の実施をひきのばそうとするし、GHQもまたこの時点では、再度実施を勧告するものの、日本政府に対してその実施を強く迫ることは⁽⁷²⁾ない。)

注(70) 『昭和23年版、朝日経済年史』7頁。

(71) アメリカ本国政府とGHQとの意見交換・意見調節においては、47年、48年と再三来日しているドレーパー陸軍次官が非常に大きな役割を演じたものと推測される。ドレーパー報告にみられるような賠償取消し、対日援助増大を通じて生産拡大、貿易拡大を第一に促進する方針が、48年中葉までは、この時期での経済復興の方針としてしめされていたのではなかろうか。

日本の大蔵省の渉外責任者であった渡辺武氏は、ドレーパー氏は「もっぱら司令部と交渉したため日本側との接触は少なく、日本でドッジ氏ほど知られていないが、実際の経済問題に関して識見をもつ人だけに司令部を通じて戦後の日本経済に大きな影響を与えた。」という。(渡辺武『占領下の日本財政覚え書』151頁、1966年、日本経済新聞社)。

(72) GHQは“経済9原則”の発表にさいし、「本年7月、日本政府に対し今回元帥より、その実施を指令されるはずの計画と実質的に同じ計画を実施するよう力説するところがあった。」(『資料・戦後20年史(2)』68頁)と、7月以降GHQの政策が一貫していたかのようになっている。

ただし“経済10原則”では、簡単な原則のみがしめされており、それらの実施上の運営・方策はしめされていないし、後の“経済9原則”・とくに“ドッジ・ライン”にくらべれば、対日援助の削減・廃止や単一為替レートの設定がでない点で、なお緩やかなものといえる。

日本政府は、この検討を通じようやく9月中旬実施についての結論に達したが、昭電疑獄の発生・拡大による芦田内閣崩壊(10.7)もあり、実施はすすまない。

他方、GHQも、後には上のようにのべているが、7月の時点ではなお、従来の“復興政策”を継続すべきであるという考えがあったため、“経済10原則”の実施を強く迫っていないのではなかろうか。

ヤング報告の発表に対し、「マッカーサー元帥はただちにワシントンに対し、単一レートの設定自体には同意するが、そのタイミングは、貿易と生産の水準が戦前水準に復帰するまで待つべきであり、かつ強力な経済安定措置を先行させなければ、深刻な社会不安が発生するだろう、との反対意見を上申した。」(泰『アメリカの対日占領政策』398頁)といわれており、“経済10原則”の指令自体も早すぎるとうけとめていたようである。

こうしたGHQの反応の正確なことは分らないが、ともかく、同じ7月、公務員の争議権剝奪などについてはあれだけ斯すたる措置をとったマッカーサーが、“経済10原則”についてはたんに提示するにとどまり、その実施を日本政府に強く迫っていないことだけは明らかである。(次頁へつづく)

こうして、47年来の“経済復興政策”が48年末まで基本的には継続していき、それにもとづいて重要産業を中心に工業生産は一応の回復をしめす。（“経済9原則”の出る直前の11月、工業生産は前年同月比47%増加、1930～34年平均=100とした指数で62まで回復。）このように47年来の“経済復興政策”による生産の一応の回復の基礎の上に、より一層の経済力強化——「安定」と「自立」という内容における一層の経済力強化——を実現するべく、アメリカ政府は1948年12月18日、“経済9原則”を指令するのである。

“経済9原則”の実施をアメリカ政府がいかに重要視していたかは、この“経済9原則”を極東委員会規定にもとづくアメリカ政府の中間指令として出し、その実施を直接指揮・監督するためにマッカーサーの経済財政顧問として全米銀行協会会長・デトロイト銀行会長のドッジ氏を派遣したことにしめされている。“経済9原則”はドッジ氏の直接の指揮のもと1949年2月以降実施されていく。（“経済9原則”にそくして実際に実施されていった政策を“ドッジ・ライン”という。）

ところで、この“経済9原則”、“ドッジ・ライン”は、経済力強化を促進する政策であるという点では、それまでの“経済復興政策”と異なるところはないが、しかし経済政策原理としてはそれまでの“経済復興政策”とは異なるものであって、それまでの“経済復興政策”による生産の一応の回復を基礎にして、それまでの“経済復興政策”を批判し、その軌道を修正するものとして現われる。すなわち、“ドッジ・ライン”は、それまでの“経済復興政策”による経済復興が、復金融資、補給金、対日援助に大きく依存するものであったため、個別企業が合理化による生産性上昇の努力を怠り、全体としてはインフレを助長することになった点を批判し、これら復金融資や補給金の廃止もしくは削減と均衡財政政策の堅持を実施するとともに、固定的単一為替レートの設定によって日本を国際競争のもとにおき、これらを通じて通貨価値安定・インフレ収束と企業合理化・人員整理・劣弱企業の淘汰とを強要しようとするものであった。したがって、一時的には深刻な資金不足、国内需要縮小、劣弱企業の倒産、大量の人員整理が生じるが、“ドッジ・ライン”はむしろかかる厳しい状態の出現を通して日本が国際競争力をそなえた、援助のいらぬ強力な「自立的」資本主義国となっていくことを強制したのである。

ここでは、従来の“経済復興政策”にみられた生産拡大の追求——いわば生産拡大第一主義——に代って、日本経済の「自立化」が前面に出てくるが、この「自立化」はつぎのような内容のものである。アメリカは「自立化」についてつねにアメリカの対日援助の負担・アメリカ納税者の負担を強調しつつ、対日援助のいらぬ「自立」経済達成のための日本国民の忍耐と努力を要求するのであるが、アメリカの真の目的はたんなる対日援助の負担の軽減・解消ではない。ここで強調

アメリカ政府は、急速に“経済9原則”路線を決めていくものの、単一為替レート水準の検討も残されていたし、こうしたGHQとの見解の調整もあったため、一応ある程度緩やかな“経済10原則”をGHQに提示するようにしたうえで、12月に“経済9原則”を発表していく。この意味ではアメリカ政府自身も、“経済9原則”を完成し、その実施を迫る条件をととのえたのは“経済9原則”発表の頃であったと思われる。

占領政策の展開

される「自立化」の内容は、日本が国際競争力をそなえた、アジアの「反共の工場」たりうる資本主義国として「自立」することであり、かかる内容においての対日援助なしの「自立」経済の達成であったのである。

事実、ドッジ氏は日本に対しては、たえずアメリカ対日援助の負担を強調し、その打切りを宣告するが、アメリカ議会（下院歳出分科委員会）でのアメリカ対日政策にかんする証言では、日本への援助が他の諸国に対する援助に比して、「比較的控え目の支出」であるにもかかわらず、アメリカにとってきわめて大きな効果をあげたことを強調している。

ドッジ氏は、「将来のアメリカの極東政策は、おそらく日本を極東地域にたいする援助増大にあたっての跳躍台とし、かつ供給源とすることを必要とするであろう」とのべ、この立場にたつて、従来「日本にたいして比較的控え目の支出が行われ……ているにもかかわらず、日本がいちじるしい進歩を収めたことは注目する必要がある」という。そして、日本に対する援助資金の「87%はアメリカで過剰となっている物資の買付けと輸送にあてられている」点、来年度では「対日援助額が日本政府の占領軍維持費より少なくなるだろう……」点をあげ、日本への援助が他の諸国に比べきわめて効率のよいことを強調している。⁽⁷³⁾

(補) 占領政策「変更」の公式表明後にアメリカ政府が直接指令し強い姿勢をもって実施を迫った経済政策が“経済9原則”・“ドッジ・ライン”であるので、占領政策「変更」による新しい経済政策を“経済9原則”、“ドッジ・ライン”として把握する見解がある。たとえば竹前榮治氏は「経済安定9原則指令」を「旋回基軸として対日占領政策は『処罰・改革・民主化』の政策から『反共・規制・従属的日本独占資本の復活』の政策へと大きく転換していくのである。⁽⁷⁴⁾」といわれる。しかし、このように理解すると、47～8年における“経済復興政策”の意味も、それがはたした役割も明らかにならないと思われる。また、これでは、財閥解体・集中排除と賠償とで大打撃を受けていた旧独占資本が、“ドッジ・ライン”によってはじめて優遇・援助されることになってしまう。

“経済復興政策”は、マッカーサーによる日本経済復興促進の方針のもとで47年中葉より活発化し、占領政策「変更」の公然化と一連の措置によって48年には一段と強化されていき、その政階における重要産業の生産復興に対して少なからぬ役割を演じたのである。また、石炭、鉄鋼、肥料等の巨大企業は、集中排除の変更や“ドッジ・ライン”の以前に、この復金融資による巨額な融資と多額の補給金支給を通じて、敗戦後の打撃から立上る基礎を得ているのである。もちろん、この“経済復興政策”は膨大な復金融資と巨額の補給金を供与した割に効果の悪いものであり、それによる生産拡大の程度は低いものではあるが、当時のわが国経済の現状からすれば、きわめて強力な政策であり重点産業の復興に一定の役割をはたしたことは明らかである。“ドッジ・ライン”は、この“経済復興政策”によって生産が一応の回復をとげた段階で、“経済復興政策”のもたらしたインフレと企業の競争力の弱さを克服するべく登場してきたのである。つまり、“経済復興政策”も“ドッ

注(73) 『資料・戦後20年史(2)』141～2頁。

(74) 竹前榮治『アメリカ対日労働政策の研究』(前出)210頁。

ジ・ライン”も、日本経済の復興を促すという占領政策のもとで、経済復興・経済力強化をめざした政策であるという点では異なるところはないし、それが国民生活の犠牲のもとに強行されたという点でも両者は共通していた。ただし、“経済復興政策”は生産の一応の回復をもたらした後は、その限界ゆえに、“ドッジ・ライン”によって批判されていったのである。それゆえ、日本の資本主義的復興・強化を促すという新しい占領政策は、決して“経済9原則”、“ドイジ・ライン”によってはじめて実現されていくのではなく、“経済復興政策”→“経済9原則”、“ドッジ・ライン”を通じて実現されていったとみるべきである。

(四) 以上のような経済復興・「自立」の政策と結びついて、労働運動に対する抑圧・労働者の権利剝奪・治安取締りの強化がいっせいに実施されていく。

すでにみたように、47年2.1ゼネスト禁止時においてすでに、労働運動に対する介入・抑圧と経済復興を結びつけていく方向がでていたが、48年占領政策「変更」の公然化のもとで、GHQは経済復興に協力すべきであるという立場から労働争議への介入・抑制を一段と強化していく。(ストライキを決議した全通労組に対し、47年1月31日のマッカーサーの2.1ゼネスト禁止声明が該当するというマーケット覚書、3.29。地域ストライキ・一斉休暇禁止のマーケット声明、3.31。国鉄・全通労組に対する争議自粛の警告、7.17.)。

さらにまた、“経済9原則”の路線はすでにみたように、大量の人員整理・賃金抑制・労務管理システム強化による企業合理化と劣弱企業の淘汰(失業)を強要するものであったから、かかる“経済9原則”の実施のためにはその前提として左翼的労働運動の勢力をいっきよに弱体化させておくことが不可欠であった。

48年中葉、占領軍権力が前面にでてこの使命をはたしていく。マッカーサーは“経済10原則”提示の1週間後の7月22日、芦田首相宛書簡によって、公務員(後の公共企業体労働者ふくむ)の争議禁止をふくむ国家公務員法全面変更を指令し、⁽⁷⁵⁾“ポツダム命令”=政令201号(7.31)の制定を通じて公務員の争議権の全面剝奪、団交権・団結権の一部制限を強行した。(これは国家公務員法の変更、48.12.3、公共企業体労働関係法の制定、48.12.30、地方公務員法の制定、50.12.13、により国内法化する。)政令201号によって争議権を全面的に剝奪された労働者は2百数十万人、当時の組織労働者の約 $\frac{1}{3}$ にのぼるうえ、2.1ゼネストをはじめ戦後労働運動を担ってきた中心部隊であっただけに、このマッカーサー書簡による権利剝奪がわが国労働運動へ及ぼした影響ははかりしれぬものがあった。マッカーサーがこの問題をいかに重要視していたかということは、労働法の重大変更にもなるこの措置を、首相宛書簡による政令制定という強引なやり方で即刻実施させたことによっても明らかであるが、国家公務員法変更が議会で可決された翌日(48.12.1)、マッカーサー自身わざわざ声明を出してその冒頭で「日本の全立法史を通じて今回成立をみた公務の規範と標準とを確立した法律ほど

注(75) 外務省『文書集(2)』112~7頁。『資料・戦後20年史(4)』104~6頁。

占領政策の展開

代表政府にとり重大な意義をもつ法律は少い。」⁽⁷⁶⁾ という。(民間労働者については、労働組合法の全面変更と労働関係調整法の一部変更——49.6.1.公布——によって、不当労働行為、労働協約、争議行為などにかんし重大な変更が加えられる。)

さらにまたマッカーサーは“経済9原則”発表の吉田首相宛書簡(48.12.19)においてきわめて厳しい姿勢を表明する。

マッカーサーはいう。「米国民が日本国民を養うため米国資源の現在の不足状態に耐えることを要求されている限り日本国民の最大限の勤勉を要求し、また利用可能な物資の配給の拙悪さに基づく損失と国内生産の不振を食止め、行政と産業運営上のむだを抑制するよう要求する権利をもつ…」この“経済9原則”は、「日本人の生活のあらゆる面において、より以上の耐乏を求め、自由な社会に与えられている特権と自由の一部を一時的にも放棄することを求めるものである。今後経営者も、労働者も、生産の促進を妨害することは絶対に許されないだろう。……今回の措置が目指している目的について、政治的争争が起ることも、絶対に許されないだろう。」⁽⁷⁷⁾

なお、“経済9原則”(48.12.18)の直前には“賃金3原則”(賃金引上げのための補給金増加の禁止、賃金引上げをめぐる赤字融資の禁止、一般物価水準を引上げる賃金引上げの禁止——48.11.6、口頭伝達。再度ヘブラー労働課長声明として発表、12.11)⁽⁷⁸⁾が出され、“経済9原則”発表につづいて、“経済9原則”を理由に、闘争中の電産、全石炭、炭鉱協、海員、私鉄、全織に対して即時闘争を中止するようヘブラー勧告(12.20)が出され、争議は中止される。

以上のほか、占領政策「変更」の公然化した48年より、占領軍の指導・指示のもとに一連の治安立法が制定されていった。前に指摘したように、占領直後すでに占領軍によって出版・放送や一部の政党・団体などについての統制・管理の法的措置が講じられていたが、48年7月には、労働法規の一大変更の指令とともに、公安の維持を目的として集会、集団行進、集団示威運動などの取締りを規定した公安条例が、占領軍の指令のもとに、福井市(7.7)、大阪市(7.31)を皮切りとして、全国都道府県、市町村でいっせいに制定されていった。それとともに、49年には“ポツダム緊急勅令”による“ポツダム命令”として「団体等規正令」(政令64号、49.4.4.)が制定された。

こうして、“ドッジ・ライン”のもとで国鉄9万6,000人、全通2万6,000人の大量解雇をはじめ大量解雇と中小企業倒産による失業が相つしたが、労働法規の一大変更と、“経済9原則”を占領「目的」であるとして“経済9原則”下の労働争議を抑圧するGHQの方針との二重の制約のもとで労働運動は大きく抑制されたし、この解雇における左翼的組合幹部の解雇とかかる占領政策に対する対応策の相違によって、労働運動内部の対立・分裂が促進されていった。さらにそのうえ、大量解雇の最中に生じた下山事件(49.7.5)、三鷹事件(7.15)、松川事件(8.17)、が左翼的労働組合

注(76) 『資料・戦後20年史(1)』69頁。

(77) 外務省『文書集(3)』27~8頁。『資料・戦後20年史(2)』68~9頁。

(78) 『資料・戦後20年史(2)』67~8頁。

によるものとフレーム・アップされたことが加わり、労働運動は49年壊滅的狀態におち入っていた。もっとも、労働運動が急速に壊滅状況におち入っていくのは、以上のような占領軍の抑圧政策のみによるものではないのであって、その解明のためには、第1節で強調した敗戦のあり方に露呈した日本国民の思想状況の特質から出発し、その後の労働運動をあとづけなければならない。しかし、労働運動の発展についても、またその後の運動内部の対立・分裂についても、急速な瓦解の過程についても、占領軍の労働政策が果たした役割はきわめて大であった。

(4) 最後に、占領政策の「変更」と労働政策の推移について、つぎの点を注意しておく。

従来、占領政策のなかでもとくに労働政策においては変化が顕著であり、その変化が労働運動に大きな影響を与えたので、占領政策の「変更」については労働政策を主要なメルクマールにしているものが少なくないし、そのばあい一般に、初期の権利容認・「民主化」政策から権利制限・抑圧への転換が強調されている。そして、転換については、GHQが運動への介入・抑圧をはじめる46年5月20日の食糧メーデーに対する威嚇的声明、47年1月31日の2.1ゼネスト禁止措置、あるいは48年7月22日の芦田首相宛書簡→“政令201号”が注目される。(大衆運動である食糧メーデーの評価、労働運動の抑圧と労働法規変更との評価などによって、いずれをもって転換のメルクマールとするかの見解が分れるが。)

しかし、大衆運動・労働運動に対する介入・抑圧が現実に現われたかどうかのみを、政策転換のメルクマールとすると、転換以前の初期「民主化」政策の内容把握に誤りが生じる。第2節で指摘したように、初期占領政策の「民主化」原理は、あくまでもアメリカの考える「民主化」の枠内での「民主化」であり、その枠をはみでたものを制限・抑圧する原理でもあったのであるから、現実の運動がアメリカの考える「民主的な線に沿う」労働組合の枠をこえたばあい、それを抑圧することは、初期「民主化」原理にふくまれていたのである。もちろん、占領軍の予想に反して日本の運動が急激な昂揚をとげ、これに対して実際にGHQが抑圧にのり出してくることは注目に価するが、しかし、占領政策としてみれば、抑圧の開始は、それまで抑圧の必要のなかった運動の急激な昂揚に対応して、初期占領政策自体のなかにふくまれていた権利制限・抑圧の原理が現実化したという面をもっている。

占領政策の「変更」の基本は本節でみたとおり、占領政策の基本目的が、アジアの反共の拠点として日本の資本主義的復興・強化を急速に実現することに定められていった点にあるのであって、その過程にみられた労働運動抑圧・法規変更には、一面では、上のように初期占領政策自体のなかにふくまれていた権利制限・抑圧の原理が、現実の運動の拡大に対応して現実化したという面がある。

しかしそれだけではない。アジア冷戦下の反共の拠点として日本の資本主義的復興・強化を促す

占領政策の展開

新しい占領政策目標が明確になっていくにつれ、アジア冷戦下の「反共の防壁」・「反共の工場」にとって必要な強力で安定的な労働支配体制をいっきよに作りあげることが要求された。したがってそこでは、占領初期に想定されたよりも一層厳しい権利制限・抑圧をふくんだ労働支配体制・社会秩序が必要であったし、アメリカの「民主化」の基準は、アメリカ占領軍の「目的」の変化にともなう一層限定された、反共原理が一層前面にでたものとなっていたのである。しかも、“経済9原則”、“ドッジ・ライン”の段階では国際競争力強化のための企業合理化といっても、技術改良を目指した本格的設備投資は未だ皆無にひとしく、もっぱら人員整理・労務管理システム強化・賃金抑制による賃金コスト削減と非効率工場の整理・閉鎖による企業合理化が要求されたので、この面からも、資本による労働支配の強化が不可欠の前提として強く要求されたし、そのために占領軍権力が前面にでて、一連の強力な措置をとり左翼的運動をいっきよに壊滅させることが要求された。

したがって、本節でみた占領政策の「変更」、とりわけ“経済9原則”と結びついて行なわれたGHQの労働運動抑圧・労働法規変更・治安強化の政策は、初期占領政策自体がもっていた権利制限・抑圧の面が現実化していったという面にとどまらずに、アジア冷戦下における反共の拠点にとって必要な強力で安定的な労働支配体制・社会秩序をいっきよに実現するという緊急の課題を担っていたのである。

この占領軍の課題は、本節でみたように、きわめて強引な形ではたされていくし、1950年5月以降の朝鮮戦争のもとで一層強力に実現されていった。そしてこの課題のもっていた意味は、朝鮮戦争のもとにおいて明白になっていくのである。

× × ×

ドッジ・ラインの強行によって、インフレは収束し、人員整理・労務管理システム強化・賃金抑制による経営合理化、劣弱中小企業の倒産・淘汰が急速に実現していった。これとともに、戦後の一時期資本に対して発言力を強めた労働組合は急速な衰退を余儀なくされ、資本は労働運動の衰退・壊滅と大量失業者の存在を基礎として労働に対する支配体制を確立・強化し、その後の資本主義的発展の基礎を固めたのである。——ここに、資本主義的復興の一応の完成をみることができる。

もちろん、これは一応の完成であって、その後の資本主義的発展のための一応の枠組みの確立であった。それゆえにまた、ドッジ・ラインは、ドッジ不況をもたらし、その克服の展望を欠いたまま1950年中葉にいたるのであり、その克服は朝鮮戦争をまたねばならなかった。

1950年5月勃発した朝鮮戦争は、以上の基礎のうえに、アジアの反共の拠点としての日本資本主義の本格的発展を実現していく諸条件をうみだすが、このことは、占領政策のいま一つの段階として後の機会にゆずる。

(経済学部教授)